

平成23年 1 月宮崎県臨時県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成23年 1 月17日

場 所 第4委員会室

平成23年 1月17日 (月曜日)

午前10時27分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成22年度宮崎県一般会計補正
予算(第9号)

○その他報告事項

- ・ T P P 参加による関税撤廃に伴う本県の林産物への影響試算等について
- ・ エコクリーンプラザみやざき問題について
- ・ T P P 参加による関税撤廃に伴う本県農業への影響について
- ・ T P P 参加による関税撤廃に伴う本県水産業への影響について
- ・ 宮崎県口蹄疫対策検証委員会の最終報告について

出席委員(9人)

委員	長	十屋	幸平
副委員	長	河野	安幸
委員		緒嶋	雅晃
委員		福田	作弥
委員		星原	透
委員		権藤	梅義
委員		徳重	忠夫
委員		高橋	透
委員		岩下	斌彦

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	吉瀬	和明
環境森林部次長 (総括)	豊島	美敏

環境森林部次長
(技術担当)

黒木 由典

部参事兼
環境森林課長

金丸 政保

計画指導監

佐藤 浩一

環境管理課長

橋本 江里子

循環社会推進課長

福田 裕幸

自然環境課長

森 房光

森林整備課長

河野 憲二

山村・木材振興課長

徳永 三夫

みやざきスギ
活用推進室長

小林 重善

工事検査監

水垂 信一

林業技術センター
所長

楠原 謙一

木材利用技術
センター所長

有馬 孝禮

農政水産部

農政水産部長

高島 俊一

農政水産部次長
(総括)

緒方 哲

農政水産部次長
(農政担当)

押川 延夫

農政水産部次長
(水産担当)

関屋 朝裕

農政企画課長

上杉 和貴

ブランド・
流通対策室長

加勇田 誠

地域農業推進課長

山之内 稔

連携推進室長

山内 年

営農支援課長

井上 裕一

消費安全企画監

工藤 明也

農産園芸課長

郡司 行敏

畜産課長

児玉 州男

家畜防疫対策監

岩崎 充祐

農村計画課長

三好 亨二

農村整備課長

宮川 賢治

工事検査監

溝口 博敏

水産政策課長	鹿田敏嗣
漁業調整監	成原淳一
漁港漁場整備課長	山田卓郎
漁港整備対策監	永野 広
総合農業試験場長	申間秀敏
県立農業大学校長	服部修一
畜産試験場長	紺家久資
水産試験場長	那須 司

事務局職員出席者

議事課主査	花畑修一
政策調査課主査	坂下誠一郎

○十屋委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時29分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

委員会に付託されました議案等の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○吉瀬環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

それでは、お手元に配付しております委員会資料の表紙をお願いしたいと思います。本日は、予算議案、議案第1号「平成22年度宮崎県一般

会計補正予算（第9号）」の1件とその他の報告事項、TPP参加による関税撤廃に伴う本県の林産物への影響試算等について、それから、エコリーンプラザみやざき問題についての2件の報告事項がございます。

めくっていただきたいと思います。1ページに予算議案を掲げておりますが、(1)につきましては、それぞれの環境森林部内の課別の歳出予算を集計したものでございます。今回の補正につきましては、一般会計につきましては、表の真ん中の補正額のBの欄の列の小計のところにございますように、6億979万5,000円の増額をお願いしております。補正後の一般会計の予算額は、その右側に書いてありますように、276億9,993万3,000円となっております。特別会計を合わせました環境森林部の予算額は、表の一番下の補正後の額のところに書いてありますが、合計といたしまして、283億2,460万8,000円となります。

めくっていただきまして2ページをお願いいたします。繰越明許費の補正の追加の分でございます。これにつきましては、経済・雇用緊急対策の実施に伴います補正の関係により工期が不足することによりまして、表の合計の欄にありますように、5課の所管事業を合わせまして、26カ所、2億2,961万6,000円の明許繰り越しをお願いするものでございます。

右側の3ページに、(3)といたしまして繰越明許費の変更をお願いしておりますが、これにつきましては、11月補正でお願いいたしました事業につきまして、さらに今回追加をいたすことによりまして変更でございます。これにつきましても同じく、経済・雇用緊急対策に伴うものでございます。合わせまして、今回の変更の額につきましては、6カ所で2億3,900万円ござ

います。

それから、(4)でございますが、債務負担行為の追加でございます。これにつきましては、自然環境課が所管しております復旧治山事業、水源地整備事業、地すべり防止事業につきまして、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

私からの説明は以上でございますが、詳細につきましては、担当課・室長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○金丸環境森林課長 それでは、お手元の白い冊子でございますが、平成22年度1月補正歳出予算説明資料をお願いいたします。環境森林課のインデックスのところ、ページでいいますと57ページをお願いいたします。今回の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で8,994万2,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄にありますように、33億7,542万5,000円となります。

59ページをお願いいたします。上から5段目の(事項)林業技術センター管理運営費8,994万2,000円の増額でございます。その下の説明欄にありますように、経済・雇用緊急対策の実施に伴う補正でありまして、国の地域活性化交付金を活用し、林業技術センターの施設管理や試験研究のための経費に充てるものでございます。記載しておりませんが、施設管理費では、キノコ発生・培養室の改修工事を行うほか、建物の外壁補修や空調設備の改修等を行う予定にいたしております。また、試験研究費では、樹木の品種特定を行うDNA自動分離装置など、試験研究用機器の更新を行う予定にいたしております。

環境森林課は以上でございます。

○橋本環境管理課長 環境管理課でございます。お手元の歳出予算説明資料の青いインデックスのところ、環境管理課、61ページをお開きください。今回の補正予算につきましては、表の左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で450万円の増額をお願いしております。この結果、環境管理課の補正後の予算額につきましては、右から3列目の欄にありますように、7億4,660万7,000円となります。

内容について御説明いたします。1枚お開きください。63ページでございます。上から6段目の(事項)大気保全費でございます。下の説明の欄にありますとおり、微小粒子状物質測定器整備事業でございます。450万円の増額をお願いしております。これは、ぜんそく・気管支炎といった呼吸器疾患など健康への影響が懸念されております2.5マイクロメートル以下——1マイクロメートルは1ミリメートルの1,000分の1の大きさでございますが——そのような極めて小さな物質につきまして、環境中濃度の実態を調査研究するため、機器を整備するものでありまして、経済・雇用緊急対策の実施に伴う補正でございます。

環境管理課からの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○森自然環境課長 自然環境課の1月補正予算について御説明いたします。

お手元の平成22年度1月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、自然環境課のところ、65ページをお願いいたします。今回の補正予算は、表の左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で8,600万円の増額補正をお願いしております。この結果、自然環境課の補正後の予算は、表の右から3列目の欄に挙げておりますように、47億5,099万1,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。
1枚めくっていただきまして、67ページをお開きください。今回の補正はすべて、経済・雇用緊急対策の実施に伴う補正であります。

初めに、上から1段目の(目)治山費でございます。その下の段の(事項)県単治山事業費で6,640万円の増額をお願いしております。これは、日之影町の大楠地区を初め、6市町村の13カ所におきまして、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧あるいは治山施設の維持管理に必要な補修工事を実施するものでございます。

次に、2段目の(事項)県単補助治山事業費で660万円の増額をお願いしております。これは、延岡市古川町地区を初め、諸塚村の3カ所におきまして、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に対し、市町村に対し助成するものでございます。

その下の(目)狩猟費でございます。(事項)鳥獣管理費で300万円の増額をお願いしております。これは、里山周辺の野生鳥獣被害を防止するため、新たに里山地域野生鳥獣被害防止対策事業によりまして、電気さくやシカ防護ネットの設置に対し、市町村と連携して緊急的に助成を行うものであります。

次に、その下の(目)公園費でございます。1枚めくっていただきまして、68ページでございます。(事項)自然公園事業費で1,000万円の増額をお願いしております。これは、国立公園を安全かつ快適に利用できるように、登山道や遊歩道の災害復旧、危険防止のための防護さくの設置を実施するものでございます。

自然環境課からは以上でございます。

○河野森林整備課長 森林整備課でございます。当課の1月補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の青いインデックス、森林

整備課のところ、ページでいいますと69ページをお開きください。今回の補正予算は、表の左から2列目の補正額にありますように、一般会計で2,700万円の増額をお願いしております。この結果、森林整備課の補正後の予算額は、右から3列目にありますように、119億1,964万3,000円となります。

1枚めくっていただきまして、補正の内容でございますが、71ページでございます。4段目の(目)林道費の(事項)県単林道事業費の作業道規格高度化事業で2,700万円の増額をお願いしておりますが、これは国の経済・雇用緊急対策の実施に伴う補正でありまして、幅員が狭い作業道を、高性能林業機械等による施業が可能ならぬまでに幅員を拡幅する事業でございます。改築工事でございます。

森林整備課からは以上でございます。

○徳永山村・木材振興課長 それでは、引き続きまして、山村・木材振興課の補正予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料の73ページをお開きください。今回の補正予算は、国の経済・雇用緊急対策の実施に伴うものでありまして、表の左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で4億235万3,000円の増額をお願いしております。この結果、当課の補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、62億5,227万5,000円となります。

それでは、補正内容について御説明いたします。恐れ入りますが、75ページをお開きください。上から5段目の(事項)林業・木材産業構造改革事業費3億7,600万円の増額で、森林整備加速化・林業再生事業を実施することとしておりますが、事業内容につきましては、後ほど委員会資料により御説明をさせていただきます。

次に、その下の（事項）木材利用技術センター運営事業費2,635万3,000円の増額であります。これは、国の補正予算で措置されました地域活性化交付金を活用いたしまして、1の維持管理費につきましては、センターの外壁など施設の劣化箇所の補修等を行うものであります。また、2の試験研究費につきましては、老朽化した試験研究機器の更新等を行うものであります。

それでは、委員会資料の4ページをごらんください。森林整備加速化・林業再生事業でございます。

まず、1の事業の目的であります。この事業は、昨年度創設いたしました森林整備加速化・林業再生基金を財源といたしまして、森林整備の推進や間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業の再生を目指すものであります。

次に、2の事業の概要であります。予算額は3億7,600万円をお願いしております。その内訳であります。①にありますように、国からの補助金1億8,800万円を基金に積み立てるものであります。この結果、基金の残高は32億2,691万円となります。また、②の基金事業につきましては、事業執行に必要な1億8,800万円を歳出予算として計上するものであります。

（4）の事業内容であります。本事業によりまして①から⑦の事業に取り組んでおりますが、太字で示しております⑥の木造公共施設整備等事業を今回の補正でお願いしております。具体的には、右のページをごらんください。2の事業の内容にありますように、2つの事業に取り組むものでありまして、まず、木造公共施設整備では、現在、予算3億5,000万円余で、宮崎空港ビルの木質化など10カ所の施設整備に取り組んでおりますが、今回新たに、高千穂町の秋元公民館など3カ所の木造施設と椎葉村役場

庁舎の木質化を支援するために、1億4,800万円の増額補正をお願いしております。

また、その下の新規の地域材活用促進支援では、補正額4,000万で、木造住宅の普及促進を図るため、下のフロー図にありますように、県民を対象に、木造住宅のよさを知ってもらうための講習会とあわせて抽せん会を実施し、1棟当たり、本県ならでの太い大黒柱を含む柱81本を180棟分提供するものであります。これらの取り組みによりまして、県産材の需要拡大と地域材活用による地域経済の活性化が図られるものと考えております。

山村・木材振興課からは以上でございます。

○小林みやざきスギ活用推進室長 続きまして、その他の報告事項についてでございます。同じ委員会資料6ページをお開きください。

1のTPP参加による関税撤廃に伴う本県の林産物への影響試算等についてでございます。

まず、（1）我が国の主な林産物の輸入状況及び関税率についてでございます。

①の輸入状況にありますように、我が国の製材用、合板用などとして用いられる、いわゆる用材の輸入量は、ロシア材の輸出関税率の不透明性ですとか中国の木材需要の急増、これに加えまして、米国発の経済危機に伴いまして、世界的な景気低迷が起きているということもございまして、大幅に減少しております。平成21年では、対前年比23%減となる4,562万立方、輸入額といたしましては、前年比30%減の8,119億円となっております。なお、この結果、木材の自給率は27.8%まで持ち直しているという状況でございます。また、主な特用林産物であります乾シイタケにつきましては、約6割が中国などからの輸入品となっております。

②に、主要林産物の輸入関税率を表にしてお

ります。我が国では、戦後復興のために急増した木材需要に対処するため、昭和30年代後半から木材輸入量が増大いたしまして、木材製品の関税は、数度にわたり、国際的な貿易交渉を経て引き下げられてまいりました。現在では、丸太や一部製材は関税がゼロ%、最高は合板で10%となっております。また、乾シイタケにつきましては15%、生シイタケにつきましては5%となっております。

次に、(2) 関税撤廃による林産物への影響についてであります。

国におきましては、①のA) にありますように、関税率10%以上で国内生産額が10億円以上の集成材を含む合板等1品目を選定いたしまして影響額を試算しております。試算の方法は、イ) の1つ目の丸にありますように、輸入品の価格が関税率相当分低下しまして、これに伴い、競争力を維持する観点から国産品価格も低下すると想定して、選定品目の実質関税率を6%と見込みまして、また、次の丸にありますように、価格低下による国内産業の採算性の低下から国内生産量が減少し、その減少分が輸入品に置きかわると想定いたしまして、過去の価格低下と生産量の減少の動向から推定した5.7%の減少割合を用いまして、7ページの上のような計算式による試算を行ったところであります。この結果、我が国の影響額は約490億円となっております。

また、②の乾シイタケ等への影響につきましては、乾シイタケの約6割が中国や韓国からの輸入品であります。国内産の平均価格が輸入品よりも1キロ当たり約2,800円高いなど、元来、国内産と輸入品には5倍程度の価格差があるため、関税が撤廃されても国内産需要への影響は少ないと想定されております。さらに、現在、

T P P参加国及び参加予定国からのシイタケの輸入がないため、シイタケ生産への直接的な影響は現時点では考えられないと判断されております。

次に、(3) 宮崎県における試算であります。

本県では、①にありますように、平成20年は6社で集成材を3万立方メートル、合板の一種であるL V Lを1社で1万5,000立方メートル生産しております。それらの生産額の合計が約22億3,200万円となっております。この結果、国と同様に試算しますと、本県の影響額は2億5,000万円となります。

また、②にありますように、木材製品の輸入拡大は、木材産業だけでなく、丸太を供給する林業の発展にも支障を来し、山村地域の経済や雇用、森林の公益的機能の発揮への影響が懸念されるところであります。さらに、国の新成長戦略にも位置づけられ、10年後には木材自給率50%を目指す森林林業・再生プランの推進にも影響を及ぼすのではないかと考えております。

説明につきましては以上でございます。

○福田循環社会推進課長 続きまして、エコクリンプラザみやざき問題について御報告いたします。委員会資料の8ページをお開きください。

まず、(1) の浸出水調整池補強工事の進捗状況についてであります。昨年末に理事会が開催され、浸出水調整池補強工事の今後の見通し等につきまして、環境整備公社から説明がありましたので、その内容を御報告いたします。

①であります。補強工事の工期につきましては、一度延長しまして昨年11月末までとしておりましたが、9月に発生したひび割れなどの影響によりまして再度延長し、ことし12月までに完成させるとしております。水槽ごとの使用

開始の時期は②にお示ししているとおりであり、第1—1水槽及び第1—2水槽につきましては3月、第2水槽につきましては9月、第3水槽につきましては12月となる見込みであります。③であります。ひび割れにつきましては、コンクリート診断士による診断結果に基づき、順調に補修作業が進んでおりますが、補修作業と並行して進めることができる第2水槽のコンクリート打設などの工事が、業者間の請負契約に関するトラブルにより進んでいない状況にあることから、公社は、JVを構成する不動テトラの本社や支店、西條組、五幸建設を訪問するなどして、早期に問題を解決して工事を進めるよう強く要請、指示を行っているとのことでもあります。また、④にありますように、工事費用につきまして、今回の工期延長やひび割れ発生に伴う防水防蝕塗料の変更などに伴い、県及び関係市町村から貸し付けを受けている13億6,000万円の範囲内で工事を完了させることは困難な状況になったとしております。このため、今後、公社から県及び関係市町村に対して追加貸し付けの要請があるものと考えております。県としましては、当初の目的どおりに安全・安心な施設を完成させることが重要と考えておりますが、貸付金の追加などの対応につきましては、経費増額となる内容や理由について公社から十分な説明を受けた上で、関係市町村とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、(2)の浸出水処理水の下水道放流についてであります。

①にありますように、下水道接続工事に向けて必要な廃棄物処理法上の施設変更許可などの諸手続につきまして、昨年12月までにすべて完了し、工事発注に向けた準備を進められる段階に来たとのことでもあります。②にありますよう

に、工事費4億3,000万円余につきましては、工事に支障が出ないように、9月から県及び関係市町村とで協議してまいりましたが、これまでに一定の合意が得られましたことから、現在、その内容を確認書に取りまとめる作業を行っているところでもあります。

私からの説明は以上であります。

○十屋委員長 議案についての質疑を求めたいと思います。

○緒嶋委員 自然環境課、鳥獣被害の状況なんですけど、今度、300万円、鳥獣被害防止対策事業が追加されておるわけなんですけど、なかなか被害が減少しないと。現状は深刻な状態にあるわけなんです。この300万円というのは大変重要な予算だと思うんです。今後においてもこれは積極的にやらないかんと思うんですけど、300万円と、当面は補正だからということかと思いますが、今後の考え方というのを伺いたいと思います。

○森自然環境課長 今回の里山地域野生鳥獣被害防止対策事業、これにつきまして約300万円をお願いしておりますけれども、これも市町村と連携いたしまして3分の1ずつの補助をさせていただきまして、農林家の方に助成をしようと思っております。当初予算で鳥獣保護区被害防止対策事業というのも1,600万円ほどございますので、これとあわせて相乗効果を期待しつつ、被害の防止に努めていきたいというふうに思っております。

○緒嶋委員 やはり被害が減少しなければ対策にはならんわけですね。そういう意味では、今後においても積極的な予算措置をお願いしたいと思います。

続いて、自然公園事業費、特に、ことし祖母山登山で4件ぐらい遭難事故が起きて、1人は

まだ行方不明なんですね。どういう原因で行方不明になったかというのも、消防団や警察、役場なんかは協調していろいろ対策を立て、捜索したけど見つからない。その中で、特に関係者の意見では、標識、道しるべが少ないんじゃないかと。消防団なんかは遭難者を捜す中でも自分自身が遭難するようにあるというわけです。そして、この前もヘリコプター捜索で見つけていただいて、よかったですけど、雪が1メートルも降って、とてもじゃない、捜しにも行けないというような感じであります。この標識等、九州自然歩道の関係も含めて、遭難しないような対策というのは、山の会とか関係者とも密接に連絡をとりながらやらんと、毎年、消防団も出てくれ、出てくれということで、年に4回も出て、当てのないところを捜さにかいかんわけですね、どこで遭難しているかわからんわけだから。そうなりますと大変だと。特にことしは寒いし、大変苦勞されておるわけですが、道しるべをもうちょっと徹底するのと、登山された人ができるだけ行程を含めて……。祖母山の場合は宮崎県、熊本、大分、それぞれ登山口があるわけです。3県の連携も含めて、標識等、これは霧島でも同じことですが、もうちょっと徹底したものをやるべきだと思うんですけども、この1,000万円というのはそういうものに充てられるのですか、どうですか。

○森自然環境課長 国立公園管理事業の1,000万円につきましては、御池周辺とえびの高原のエリアを考えております。委員からもお話がありましたように、一昨年になりますか、21年の10月30日に宮崎の小学生の方が、霧島の韓国岳登山中に大浪池のほうにおりていかれてそこで遭難されたと。不幸にも亡くなったわけですが、この後、今年度から、えびの高原パトロー

ル事業という緊急雇用対策をしまして、現在、緊急雇用でパトロールを実施しております。その中でいろいろと問題点が出てきたもの、危険となるような箇所の防止さくですとか歩道の災害復旧をしようというものでございまして、先ほど委員からお話がありました祖母山のほうにつきましましては、別途自然公園事業というのがございまして、市町村や山岳会の方々とも、お話を伺いながら、標識の設置ですとか、安全な登山の活用、九州自然歩道の活用について協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○緒嶋委員 標識とともに、登山道が荒れておると。台風は余り来ないんですが、集中豪雨やらで、どこが登山道かわからんようになっておる。歩く人も迷いやすいというわけです。整備されておればそこを伝って登山すればいいんですけど、そういうこともありますので、そういう整備も含めて検討していただきたいということをお願いしておきます。

それから、森林整備加速化・林業再生事業で、高千穂町秋元公民館が入っておるのは大変ありがたいと思っておるところですが、私がいつも言っておるように、81本の180棟、これは県の工事としては少な過ぎる。市町村がこれぐらいやるのは当たり前だけど、県なら1,800棟ぐらいやらんと県の工事にはならん。対策として、木材活用という意味で、これは財政当局がこういうことを言ったのか、180棟じゃなく200棟ぐらいにすれば大分格好いいけど、180棟の根拠は何ですか。

○小林みやざきスギ活用推進室長 実はこの180棟につきましては、根拠といたしますのは、最終的には国からの内示ということになっております。昨年同様の事業を実施いたしまして、360ほどの申し込みがございましたので、ほぼそれを

充当できるだけの300棟分を国のほうには要望させていただいたところですが、全国から2倍ほどの要望が上がっているという中にありまして、本来300棟の要望、半減させると150棟というようなところですが、若干もう少しお願いするといったようなことで上積みはしていただきましたが、180棟というところでした。

○緒嶋委員 国も、将来は国産材を50%にしようという大きな目標もあるわけです。特に木造で住宅をつくろうという人は今、少ないわけです。そういう希望のある人全体を国も認めるようなことじゃないと、50%というマニフェストがただの書いたものに終わってしまうんじゃないか。こういう国民の希望を取り入れるように、これは内示で仕方がないということですが、もうちょっと将来の展望も考えながら進めるように国のほうに強く要望していただきたいというふうに思います。以上です。

○福田委員 59ページ、林業技術センターの施設補修で8,100万円と書いていますが、その中でキノコの発生施設の整備についてお話ございましたが、もう少し具体的にお話をお聞きしたいと思います。

○楠原林業技術センター所長 今、当センターで、原木シイタケと菌床シイタケを中心に特用林産関係は研究を進めております。菌床に関するいろんな技術相談等もふえておりまして、今回お願いしておりますのは、キノコの温度とか湿度を一定に管理しながら、いろんな種類のキノコ類を発生・培養する研究、そのための整備を拡充しようとするものであります。

○福田委員 先ほどT P Pに関する御説明をいただきました。林業分野については、農業と比較をしますと、既に自由化同然になっています

から、影響としては余り大きくないですね。その中で、今後、農業分野のいろんな影響が出てくる場合に、本県として取り組める産業の一つとして、私はやっぱりキノコ関連だと思っているんです。宮崎県は、かつての乾シイタケのイメージからすると、大産地というイメージがあるんです。ありますけど、実際、経済、金額的には非常にわずかな金額です。ですから、ぜひこの後のT P P対策や本県の林業の活性化で、本業の木材と同時に、お金を得るキノコ、これは自然発生、原木も大事であります。施設関連をもう一度力を入れてほしいなと思っています。先進の島根やあるいは長野、徳島あたりを見ますと、行政が物すごく力を入れていますよ。この予算を見て、やっていただけるのかなと思いましたが、この辺を再度頑張してほしいと思いますが、新春に当たっての意気込みはいかがですか。

○楠原林業技術センター所長 本県、元来、乾シイタケが大分県に次いで第2位ということで、山間地域の貴重な収入源になっております。ただ、今、委員おっしゃいましたように、他県、特に都市部の周辺では、菌床を中心とした規模拡大あるいは生産量が非常に伸びております。また、消費動向を見ましても、今では、乾シイタケというよりか、むしろ若い人たちは、料理しやすいというようなこともありまして、菌床の生産も伸びております。今、県内でもいろんなところが菌床でも規模拡大をしております。うちへの相談も害菌対策という相談が来ておりますので、そういった意味では、一生懸命我々も、原木栽培も含めてですけれども、菌床の振興も含めて対応していきたいと思っています。

○福田委員 ぜひ、林務の取り組みをさらに加速化してほしいと思います。

もう一つ、63ページ、大気汚染常時監視システムのお話でしたが、もっと具体的に内容をお話しいただきたい。

○橋本環境管理課長 この微小粒子状物質につきましては、平成21年9月に新たに大気中の環境基準が設定されたものでございます。これまで10ミクロン以下の浮遊粒子状物質につきましては、測定を行っているところでございますけれども、2.5マイクロメートル以下のものにつきましては、先ほど申しましたように、1マイクロメートルが1ミリの1,000分の1ということでございまして、極めて小さい。これは比較を申しますと、杉の花粉が約25マイクロメートルということで、そのさらに10分の1、2.5マイクロメートルということでございます。杉の花粉でも恐らく目には見えないんだと思うんですが、さらに見えにくい本当に細かな物質でございます。それが呼吸器系に入りますとどんどん奥のほうに入ってまいりまして、ぜんそくですとか気管支炎とかそのような気管支系の疾患を起こすのではないかとされているところでございまして、そのための観測機器の整備をするということでございます。

○福田委員 それはよくわかるんですが、具体的に本県でそういう微小粒子物質を発生するのはどういうものがあるか。例えばディーゼル車とか、今、杉の花粉とか出ましたが、そういう具体的なことをお聞きしないとぴんと来ないんですが。

○橋本環境管理課長 失礼いたしました。ただいま委員のお話の中にございましたように、これは、例えば自動車の排ガスですとか工場等の排気ガス、それから、自然的な——砂つぶ的なものから出てくるものというふうに言われております。本県では、特にこれといった、ある特

定の工場から出るとか、そういうことにつきましては、現在わかっていないところでございますけれども、一般的に国のほうではそのようなものから発生するというふうに言われているということでございます。

○福田委員 わかりました。それで、どこに常時監視システムを設置されるんですか。

○橋本環境管理課長 実は、これにつきましては、今年度、国の事業で、国の予算におきまして、延岡のほうに1カ所設置する予定となっております。今回この補正でお願いするものにつきましては、都城市のほうに設置したいというふうに考えております。これによりまして県内2カ所設置をすることになります。ただ、中央部にも設置をしたいところでございますので、宮崎市のほうにも設置をしていただくようお願いしております。

○福田委員 おっしゃったように、自動車の排ガスあるいは工場の排気の問題がありまして、県都宮崎市、40万の人口ですね、この辺の排ガス対策も常時監視システムの中に組み込む必要があるというふうに感じますから、ぜひ積極的な対応を要望しておきたいと思います。特にディーゼル車の問題等につきましては非常に大きな問題だと思います。以上です。

○権藤委員 勉強を兼ねて質問させていただきますが、今回、補正額はおおむね6億1,000万、繰り越し明許は、今回の6億に見合うものとしては2億3,000万近くと2億3,900万。今回補正で出して、時間がないから繰り越しにするんだという趣旨は十分わかるんですが、中を見ますと、例えば、最終期限が今年の12月25日というのが結構あるんですね。こういうものを見てみると、緊急という解釈をしたときに、自然環境課とか環境管理課等については金額も小

いからというのものもあるのかもしれませんが、原則的には9月末を目指すというもので、それがおくれたというならまだわかるんですが……。どうもここら辺について、私の印象でいくとゆったりしているなという感じがするんですが、そういうことを含めまして、6億1,000万の中で、(2)と(3)、4億6,900万近くが明許費に繰り延べられる。それと、今言ったような趣旨での12月という設定がどういう検討をされたのかということ、総括的でもいいんですが、一つ一つ説明せにゃいかんような理由があるんだっただらしていただくとして、その点をお尋ねしたいと思うんです。

○楠原林業技術センター所長 2ページの資料、林業技術センター管理運営事業の中で、12月にしておりますが、当センターは、外壁塗装等いろいろあるんですけれども、中には研究機器がございます、その中にはほとんどが特注製品になっております。事前にメーカー等と相談等はしておるんですけれども、そこ辺が、これから受注を受けてから製作にかかるというものが幾つかあることもありまして、当センターの場合、最大12月25日にしております。ただ、なお、先ほど言いました一般土木工事的な分も幾つかございます。そういったものでは、委託等含めて当年度内から着手していきたいと思っております。

○河野森林整備課長 森林整備課の県単林道事業、これも12月25日完成見込みとしておりますが、継続して改築をやっている部分もあるものですから、去年からの繰り越しで現場をやっているところもあります。4月以降については測量設計をやりまして現場に入りますけれども、できるだけ早期完成に努めていきたいというふうに思っております。

○徳永山村・木材振興課長 まず、3ページの

林業・木材産業構造改革事業、今回5カ所、先ほど言いました施設4カ所分と柱81本ということなんですが、施設の中でも12月25日までに終わる分はあるんだろうと思いますが、一番最後までかかって12月25日かなということしております。施設整備につきましては市町村の補正ということもありますので、この分が12月25日にかかるということで、81本につきましては、23年度に早急に対応したいというふうに考えておるところです。

それから、2ページの木材利用技術センター運営事業費ですが、これにつきましては、先ほど林業技術センター所長の説明と同等な内容でございます。以上でございます。

○榎藤委員 それぞれ御説明をいただきましたが、やはり今回の趣旨からすると、これは検収ベースでしょうから、こういう形にならざるを得んのかな、あるいは工事が完了した時点での検収報告という形で、やむを得ない面は大いに理解するんですけれども、特に金額で、発注その他については、十分な検討がされないということは問題ですが、私は、極力めどとしては、上期中ぐらいなものが補正の緊急経済対策ではないかというふうに思います。ここについては、私どもも問題の指摘はできないわけですが、そういう基本姿勢でもう一度精査をしていただいて、極力本件の趣旨に沿うような形の御尽力をお願いしたいということを申し添えたいと思っております。以上です。

○徳重委員 先ほど緒嶋委員からも質問をされた項目ですけど、67ページの鳥獣被害防止対策事業300万円、これはどういう形での配分なのか、事業内容を具体的に教えてください。

○森自然環境課長 これは、イノシシのための電さくを実施するもの、それから、新たにシカ

ネットについても実施しようということでございます。市町村からの御要望をお聞きしながら、市町村と連携しながら、県が3分の1、市町村が3分の1、受益者が3分の1という形で今後配分をしていこうというふうに思っております。

○徳重委員 今、宮崎県内、山村はすべてそうだと思いますが、シカ、イノシシ、猿、それぞれ大変な被害を受けていますね。恐らくこの300万円では到底、皆さんの要望にこたえる、県民の要望にこたえることは不可能と思うんです。各市町村から上がってくることで、それに対してほんの一部の支援にしかならないんじゃないかと思うんですが、どういう考え方ですか。そこ辺ちょっと。

○森自然環境課長 先ほども緒嶋委員のほうにお答えしましたけれども、既に当初予算で鳥獣保護区被害防止対策事業というのを実施しております。これに上乘せというような形で追加をしていこうというものでございます。当然、環境森林部サイドだけの防除対策というのとはとれないものですから、現在、鳥獣被害対策のプロジェクトチームをつくっておりますので、国の補助事業といったものも、農政サイドを通じて市町村が実施できるものもございます。あわせて両部で連携しながら被害対策を打っていこうというふうに思っております。

○徳重委員 それぞれ市町村に相談をされるでしょう。そして、上がってきたものが相当額に達したと。この倍あるいは3倍の要望があったという場合はどういう考え方なんですか。

○森自然環境課長 それは市町村で考えていただきますし、全体量が少ないわけですので、配分できる額というのが決められておりましたら、その分については、やはり緊急的なものから順次やっていただくということで制限させていた

だくようなことになると思います。

○徳重委員 それから、次のページなんですけど、国立公園の管理事業費1,000万円ということですが、国立公園、県内に幾つもあるかと思うんですけど、国立公園ごとの配分額というのは決まるんですか。

○森自然環境課長 今回の1,000万円の枠の中には、霧島屋久国立公園、こちらのほうの韓国岳の登山道の危険防護さくの設置、あるいは御池の遊歩道の災害の防止を考えております。

○星原委員 67ページに治山費ということで今回7,300万円、この中に事項で2つ、県単の治山事業費、県単補助治山事業費ということで6,640万円と660万円ということで計上されているんです。これは国の国庫補助対象とならない小規模な災害復旧という形で書いてあるわけですが、今回の予算の範囲で、市町村あるいは県の関係での治山関係で、補助事業にかからない数字の分がこれだけで十分補いがつくのか。あるいはまだ相当数あるんじゃないか、金額的にも箇所的にもあるんじゃないかというふうに思うんですが、全体の中でどれぐらいあって、今回これの予算をこれぐらい組んでいるということがわかれば教えてほしいんです。

○森自然環境課長 全体枠がどのくらいというのはちょっとはかり知れないんですけども、かなり多い箇所がまだ残っております。実は平成22年度に山地災害危険地区の調査をしております。4,400カ所ほどあるんですけども、そのうち、今現在調査が上がってきておるもので何らかの手当てが必要だというのが百数十カ所出てきております。これは危険性・緊急性を考慮しながら維持管理的な工事をしていかないといけないと思っております。今回挙げておりますのは、その中でも緊急的などうしても必要

なもの、それから、先ほども申し上げましたように、国庫補助の該当にならないものについて緊急的にやっつけようということで計画しております。

○星原委員 地域においてはそういう小さい部分が、生活の範囲とかあるいは危険の範囲でも、金額はわずかでも、そこに住んでいる人から見れば非常に不安な部分とかあると思うんですね。それで緊急なところを今回選んだということなんですが、今回で大体その辺の緊急的な範囲はカバーできているのか、予算がなくてこの数字の範囲でとりあえず抑えているというふうにとったらいいのか、その辺はどうなんですか。

○森自然環境課長 出先からの要望をとりまして、ほぼ8割方ぐらいはカバーしているというふうに思っております。

○高橋委員 公共建築物等の木造化・木質化、早速取りかかってくさるみたいで感謝を申し上げます。5ページの木造公共施設整備の木造化が3カ所、これは多分、自治公民館だと思うんですけど、あと2カ所はどこなんですか。それと補助率をもう少し具体的に教えてください。

○小林みやざきスギ活用推進室長 資料には高千穂町の公民館と椎葉村役場が記載されておりますが、これのほかに、延岡市の市立図書館、日之影町の公民館、こちらの2点を現在調整させていただいているところでございます。

それから、この施設に対する補助率でございますけれども、通常、県からの施行される補助率につきましては、建築費の2分の1、それに加えて、木材費につきまして助成をするという予定になっております。以上です。

○高橋委員 日之影も自治公民館なんですね。補助率2分の1で、プラス木材費まで見るとい

うことになるのかなりの補助になると思うんです。自治公民館に対する補助の先例がありますでしょうか。

○小林みやざきスギ活用推進室長 昨年来、森林整備加速化・林業再生事業を実施させていただいておるところですが、昨年度も同様の公民館に対する助成もさせていただいているところでございます。

○高橋委員 公共建築物等の木造化・木質化というのは国、県が関与しないと、今、14.9%でしたっけ、これを30%にするということはなかなか難しいと思うんです。だから私はぜひやってほしいと思うんです。ただ、自治公民館は大体市町村10分の1補助なんですね。市街地にある自治公民館ほど補助がなくてなかなか建て切れなかったというのがあつたんです。農村地帯は、団地営農で500万とか定額がありましたから、田舎に行くほど立派な公民館があるんです。名前は研修センターにしていますけど。だから、ある意味市街地の自治公民館の新築なり改修なり、条件はもちろん木造化・木質化というのが当然ないといかんわけですけど、今後こういう方針をずっと続けていかれる考えがあるかどうかをまずお聞きしたいなと思うんです。

○小林みやざきスギ活用推進室長 このたびは補正といったようなことで資金が手当てできましたので、こういったような格好で支援をさせていただきました。今後とも、国のほうにもこういった枠での助成等を要望させていただきまして、できる限りのことで続けさせていただきたいというふうに考えております。

○高橋委員 最終的に自給率50%ですか、うちは具体的に公共建築物等数字も出されましたから、ぜひいろんな財源を集めていただいて、今回限りじゃなくて、今おっしゃいましたように

いろいろと要望していきたいということですから、県もぜひできる限りのことをやっていただきたいと思っています。以上です。

○十屋委員長 ほかございませんね。

それでは、その他の報告事項について質疑はありませんか。

○高橋委員 エコクリーンプラザのちょっと気になった点があったんですけど、8ページの③に、ひび割れについては、JVと下請業者間の請負契約に関するトラブルということで、工事が前に進んでいないような状況のことが書いてあるわけで、それにはいろいろ公社が要請なり指示を行っていると言われてますが、仮にこの指示になかなか従えずに工期が延びていったときに、ペナルティーというのがあるんでしょうか。

○福田循環社会推進課長 請負業者のほうで、当初、契約に基づいた施工なり工期なりを守っていないということで、それが業者の責めに帰すべきものということの判断が出てくれば、損害賠償ということが行えるというふうになっておりますけれども、そのあたりは、業者との協議でどうなのかという判断は今後なされるというふうに思います。

○十屋委員長 ほかございませんか。

○緒嶋委員 TPPですけど、宮崎県は2億5,000万円しか被害がないと。実際に木材についてはTPPが行われておると、それだからこれだけの被害と。丸太の関税が10%だったらどうなりますか。実際はもうTPPが行われておるからこれだけ。関税が20%なら、木材の自給率も50%になるわけですね。日本の林業の厳しさは、TPPが木材に関しては行われておるから厳しいわけです。そういう前提から言うと、2億5,000万円しか被害がないということじゃな

く、今実際に被害があるから木材で自給ができません。山村が疲弊するというのは——TPPという理解のもとで進まない——TPPが行われても2億5,000万円しか被害がありませんという認識が間違っておると思うんですが、どうですか、そこ辺は。

○徳永山村・木材振興課長 今回は、TPP参加による被害ということで2億5,000万円を出しておるんですが、認識といたしましては、林業・木材産業につきましては、国際競争の中で今までやってきておりますので、非常に環境が厳しい中にあります。それは私たちも感じながら今行政はしておりますが、されど、今後TPPが成りますと、林業・木材産業の金額が少なく感じられますが、少ないとは言えません。中山間地域におきましては、林業、農業、畜産業含めて家計が成り立っている複合経営でありますので、担い手対策も含めると、やはりTPPについて、林業担い手が減少することも含めまして大きな影響があるんだろうというふうに認識をしております。

○緒嶋委員 この形が農業も同じようになってくると、農村、中山間地は存立の基盤すら失うと。林業の厳しさを農業で今カバーしているわけですね。農業までこうなれば、関税がゼロになれば、カバーするものが中山間地にはなくなるわけですね。競争ができないわけですね。丸裸で競争しろということになる。外国の規模から見て、オーストラリアは1,000ヘクタール、アメリカでも200ヘクタールぐらい1つの農場で持っているわけですね。1ヘクタールそこそこの農業の中で競争しろといってもとてもじゃない、林業の二の舞を農業も強られるようになる。そうなれば、国土保全とか、多面的機能とか、環境問題とか、温暖化防止と言いながらも、どうにもな

らん。日本国を守ることすらできんのじゃないか。そういうことがあるから、そういう対策すらもないままTPPに入るということ自体おかしいというのが、私たちの認識であるわけであります。特に行政も、これは大変なことだという認識で取り組んでいただかなければ、流れがそうだから仕方ありませんということであれば、山村は消滅していいのかということと同じことになるという気持ちがありますので、そういう視点で、何とかして守らにゃいかんと、中山間地、林業を守らにゃいかんと、これ以上厳しくなればとてもじゃないが存立はできません。そういう環境の厳しさを踏まえながら行政を行ってほしいということを要望しておきます。

○十屋委員長 ほかございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、環境森林部を終了いたします。執行部の皆様どうもお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午後1時0分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いしたいと思います。

○高島農政水産部長 農政水産部でございます。よろしく願いいたします。

初めに、本日出席を予定いたしておりました戸高農業改良対策監及び宮下国営事業対策監につきましては、体調不良のため、まことに申しわけございませんが、欠席をさせていただきます。それでは座って説明をさせていただきます。

まず、口蹄疫についてであります。韓国にお

ける口蹄疫の感染拡大がとまらず、1月14日時点で殺処分対象の家畜が約150万頭となったことに加え、高病原性鳥インフルエンザにつきましても、韓国及び隣県の鹿児島県を含む5道県で発生が確認されるなど、いつ本県で発生してもおかしくない状況にあります。このため、県におきましては、関係部局を集めた情報連絡会議や市町村・関係団体等を対象とした防疫対策会議を開催するなど、不測の事態に備えた防疫体制を整えるとともに、本日御審議いただきます海外悪性伝染病緊急対策事業を実施しながら、空港等における水際対策など、さらなる防疫体制の強化を図ってまいりたいと考えております。また、先週、宮崎県口蹄疫対策検証委員会から提出されました最終報告書を踏まえ、現在、防疫マニュアルの見直し等に取り組んでいるところであります。今後とも、防疫体制に万全を期すとともに、本県畜産の再生・復興が早期に図られるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましても、引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚お開きいただき、説明項目をごらんいただきたいと思います。

本日、農政水産部からは、Ⅰの議会提出議案1件、Ⅱの委員会報告事項として3つの項目を予定しております。

資料の1ページをごらんください。議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）」についてであります。今回の補正は、経済・雇用緊急対策の実施及び口蹄疫復興対策等に伴う補正であります。補正額につきましては、平成22年度歳出予算課別集計表の中ほどの列、一般会計の合計の欄にございますように、7億824

万1,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、一般会計で962億4,134万5,000円、特別会計を合わせた農政水産部全体の補正後の予算額は、一番下にありますとおり、966億7,745万6,000円となります。なお、詳細につきましては、後ほど関係課長から説明をさせていただきます。

次に、2ページをお開きください。繰越明許費についてであります。農政企画課の総合農業試験場機能強化事業など14事業、45カ所で、合計5億3,420万8,000円の繰り越しをお願いいたしております。これらは、経済・雇用緊急対策の実施に伴う補正の関係により、工期が不足することによるものなどで、現時点で繰り越しが見込まれるものでございます。

次に、委員会報告事項についてでございます。資料の11ページをお願いいたします。このページから15ページにかけまして、T P P参加による関税撤廃に伴う本県農業及び水産業への影響についてを、また、16ページ以降には、宮崎県口蹄疫対策検証委員会の最終報告についてを掲載いたしておりますが、後ほど関係課長等より説明をさせていただきます。

私からは以上でございます。

○上杉農政企画課長 それでは、農政企画課より、補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の97ページをお開きください。農政企画課の1月補正額は、9,095万円の増額補正をお願いしております。この結果、1月補正後の予算額は、26億2,516万5,000円となっております。

それでは、内容につきまして御説明をいたします。次の99ページをお開きください。(事項)総合農業試験場管理費で9,095万円の増額であり

ます。これは、国の経済・雇用緊急対策の実施に伴う補正でありまして、総合農業試験場の試験研究機能の強化を図るために、試験栽培用ハウスの施設整備や土壌分析等の研究機器の整備に要する経費でございます。

農政企画課は以上でございます。

○山之内地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。補正予算について御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の101ページをお願いいたします。地域農業推進課の1月補正予算額は、一般会計で1億3,687万円の増額補正をお願いしております。この結果、1月補正後の一般会計予算額は、右から3番目の欄にございませうように、38億5,774万5,000円、特別会計を合わせた全体の予算額は、40億3,855万5,000円となります。

103ページをお開きください。(事項)農業大学校費1億3,687万円の増額でございます。1の農業大学校家畜伝染病防疫緊急対策事業1,687万円についてでございます。この事業は、県立農業大学校におきまして、口蹄疫を初めとした家畜伝染病の感染を二度と起こさないよう、防疫体制を強化するため、更衣室や防疫設備を整備するものでございます。

2の農業大学校緊急整備事業1億2,000万円についてでございます。県立農業大学校は、平成6年度に整備してから16年が経過しておりますが、天井からの漏水や外壁のひび割れなど劣化が進んでいることから、経済・雇用緊急対策として、屋根や外壁の修繕を実施するものでございます。

地域農業推進課は以上でございます。

○郡司農産園芸課長 農産園芸課でございます。お手元の歳出予算説明資料の105ページをお開き

ください。農産園芸課の補正額は、一般会計分で4,000万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、33億3,078万7,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。107ページをお開きください。(事項) バイオテクノロジー種苗増殖総合対策事業費の4,000万円の増額であります。バイオテクノロジー種苗増殖センターは、総合農業試験場が育成しました優良品種等を、県内に速やかにかつ安定的に供給する役割を担っておりますが、設立いたしました既に20年余りが経過しております。今回は、国の経済・雇用緊急対策の実施を受けまして、優良種苗供給施設改修事業として、県がバイオテクノロジー種苗増殖センターに貸し付けております施設につきまして、緊急の補修を要する箇所につきまして改修を行うものでございます。改修の主な内容は、ウイルスフリーカンショの増殖用に使用しておりますガラス温室の改修、黒皮カボチャの採種用に使用しておりますハウスの改修、デルフィニウム等の花卉の種子調整や増殖に使用する施設の改修等でございます。今回の整備により、これまで以上に優良種苗の計画的・安定的な供給に努めてまいりたいと考えております。

農産園芸課は以上です。

○児玉畜産課長 畜産課でございます。歳出予算説明資料の109ページをお開きください。畜産課の平成22年度1月補正予算額は、一番上の行、一般会計で1億9,728万9,000円をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の額は、603億3,491万2,000円となります。

次に、111ページをお開きいただきたいと思っております。今回の補正はすべて新規事業でございます。上から5行目、(事項) 肉用牛改良対策費の

種雄牛緊急避難施設整備事業500万円の増額補正であります。この事業は、西都市尾八重に整備いたしました種雄牛舎について、今後も緊急避難施設として活用するため、補強工事を行うものでございます。

次の(事項) 養鶏振興対策費のみやざき地頭鶏リスク管理強化事業500万円の増額補正であります。これは、畜産試験場川南支場で飼養しておりますみやざき地頭鶏の原種鶏につきまして、リスク分散のため、現在、高原町の畜試本場で一部飼養しておりますが、もしもの場合にも安定的なひな供給ができるよう、増羽するための鶏舎を整備するものであります。

次の(事項) 家畜防疫対策費の海外悪性伝染病緊急対策事業につきましては、後ほど別冊の環境農林水産常任委員会資料で御説明いたしたいと思います。

次に、(事項) 家畜衛生技術指導事業費のBSE検査施設機能強化事業800万円の増額補正であります。これは、都城市高城町にありますBSE死亡牛検査施設において、搬入されました死亡牛を一時保管するための冷凍庫の冷却機器が腐食性ガスにより劣化したため、耐腐食性の機器に一部更新をするものでございます。

次に、112ページをお開きください。一番上の(事項) 口蹄疫復興対策事業費のうち、1の特定疾病フリー地域支援事業及び3の人工授精業務停止影響緩和対策事業につきましては、後ほど別冊の環境農林水産常任委員会資料で御説明いたします。

2の肥育豚出荷遅延追加対策事業619万2,000円の増額補正であります。これは、移動制限及び搬出制限により出荷適期を大幅に超えたため、販売収入が減少した養豚農家に対しまして、枝肉重量が95キロ以上の肉豚に、既存の国の事業

で助成されます1万1,000円に加えまして、5,000円を上乗せ助成するもので、国の基金から助成される3分の2の残り、3分の1を県で助成するための予算を計上してございます。事業主体は宮崎県畜産協会で、3,600頭ほどを予定しております。

次の4の経営再開酪農家搾乳作業支援事業132万8,000円の増額補正であります。これは、口蹄疫により家畜を殺処分した酪農家につきましては、すべての乳牛が新規導入となりますことから、経営再開当初における搾乳作業の負担軽減を図るため、酪農ヘルパーを利用する際に実費相当額の2分の1を助成することといたしております。事業主体は、宮崎中央地区第一酪農ヘルパー利用組合等で、対象期間は、経営再開後の搾乳開始から2カ月間で、1日当たり助成額は4,500円としております。

次に、(事項)畜産試験場管理費の1の新規事業、畜産試験場汚水処理施設整備事業1,312万5,000円につきましては、施設の老朽化に加え、口蹄疫の発生による稼働停止により機能が低下した川南支場の汚水処理施設の整備を行うものでございます。

2の畜産試験場機能強化事業746万8,000円につきましては、畜産試験場の試験研究に必要な高精度の分析機器等を整備し、研究機能の強化を図るものでございます。

3の畜産試験場バイオセキュリティ機能強化事業1,058万1,000円につきましては、口蹄疫を初めとする家畜伝染病に対しまして防疫対策の強化を図るため、畜試の本場にシャワー施設を整備するものでございます。

また、4の畜産試験場川南支場衛生機能強化事業101万9,000円につきましても、川南支場の養鶏エリアに同じくシャワー施設を整備し、防

疫体制の強化を図るものでございます。

次に、別冊の常任委員会資料の3ページをお開きください。

まず、人工授精業務停止影響緩和対策事業についてであります。

1の事業の目的にありますように、口蹄疫発生に伴い、県内全域において家畜人工授精業務の自粛を要請したことによりまして、空胎期間の延長による経済的な損失を受けておるため、その分に対する経営支援を行うものであります。

事業内容といたしましては、人工授精業務の停止により影響を受けた日数分の飼養管理経費を助成するものであり、4ページにありますように、対象期間は、人工授精が停止した期間であり、宮崎市や東諸県郡、西米良村を除く児湯郡市が4月23日から7月27日まで、それ以外の地域が4月23日から7月16日までとなっており、最大96日間となっております。

2に参考例を示しておりますが、例1の2月23日に分娩した経産牛の場合におきましては、分娩後60日を経過した日からが対象となりまして、業務停止初日と一致することから、7月27日の業務停止最終日までの96日間が補助対象期間となります。また、例2の平成21年5月16日に生まれた育成牛の場合は、生後425日を経過した日からが対象となり、7月14日となることから、業務停止最終日までの3日間が補助対象になるということになります。

3ページに戻っていただきまして、事業内容の②の1日当たり助成単価は、乳用牛では210円、その他が230円となっておりますが、助成金のうち3分の2は国の口蹄疫再生基金から補助されますので、今回は残り3分の1の乳用牛・経産牛で70円、その他が77円を計上しております。

③の事業費につきましては、事業対象頭数が

1万8,140頭で、平均対象期間を48日と見て6,609万6,000円となります。

予算額は、事業主体の事務費と合わせまして6,659万6,000円、事業期間は22年度でございます。

次に、常任委員会資料の5ページをお開きください。特定疾病フリー地域支援事業についてであります。

1の事業目的にありますように、口蹄疫の被害を受けた児湯地域において、豚のオーエスキ病、豚繁殖・呼吸障害症候群や、牛の白血病など、特定の疾病がないモデル地域として再生するための家畜の導入や陽性家畜の用途変更のため的一部助成措置を行いますとともに、着地検査体制の整備を行うことでモデル地域づくりを円滑に進めるための支援を行うものであります。

6ページをごらんいただきたいと思っております。事業の仕組みといたしましては、豚では清浄地域から繁殖豚を導入した上で、導入後、さらにこれらの豚の検査を実施し、陰性豚のみを農場内で飼養することとしております。肉用牛につきましては、児湯家畜市場の清浄化を目指すこととしております。家畜市場に上場予定の子牛の検査を事前に実施いたしまして、陰性子牛のみを上場させることで家畜市場の清浄化を図るものでございます。乳用牛につきましては、県外から牛を導入した時点で検査を実施し、陽性が確認された場合、隔離飼育を行いながら搾乳を実施し、その後なるべく早く廃用していただくよう、農家への指導を行います。

5ページに戻っていただきまして、事業主体は、畜産協会及び県としております。

事業内容といたしましては、①で清浄地域からの豚の導入経費の一部助成として、1頭当たり上限1万4,500円を、②で抗体陽性牛の用途変

更に伴う差額の一部として1頭当たり上限10万円を、③で抗体検査を実施するための民間獣医師の技術料、④で家畜保健衛生所で実施する抗体検査に要する経費を措置するものでございます。

予算額は、4,076万2,000円で、事業期間は、22年度であります。

次に、7ページをお開きください。海外悪性伝染病緊急対策事業についてであります。

1の事業目的にありますように、本県での口蹄疫が終息した後も、韓国では口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生が続いており、また、国内におきましても、高病原性鳥インフルエンザが確認されており、県内への侵入も危惧されているところであります。このため、水際対策として、空港や港での消毒の徹底や農場でのウイルス侵入防止を図るため、啓発チラシを作成するとともに、消毒機材等の整備について支援を行うものであります。

8ページをごらんください。口蹄疫対策といたしまして、空港やホテル、ゴルフ場における消毒薬の助成を行いますとともに、下段に啓発チラシのイメージを示しておりますが、このようなチラシを日本語やハングルなど4カ国語で作成し、侵入防止を呼びかけます。また、農場段階では、牛・豚飼養農場すべてに消毒薬を配布するとともに、農場入り口における車両消毒ゲートの整備を行い、踏み込み消毒や車両消毒の徹底を図っていくことといたします。

さらに、高病原性鳥インフルエンザ対策といたしまして、養鶏場により細かい編み目の防鳥ネットの整備を行うとともに、石灰散布用機材の導入により効果的な消毒を行うことでウイルスの侵入防止を図ってまいります。

7ページに戻っていただきまして、これらに

かかる経費といたしまして、口蹄疫対策で1,921万8,000円、高病原性鳥インフルエンザ対策として1,300万円の、合わせて3,221万8,000円を計上しております。

事業期間は、22年度としております。

畜産課は以上でございます。

○宮川農村整備課長 農村整備課でございます。お手元の平成22年度歳出予算説明資料の113ページをお開きください。当課からは、口蹄疫復興対策及び経済・雇用緊急対策といたしまして、1億8,084万6,000円の増額補正をお願いしております。その結果、1月補正後の平成22年度予算額は、131億6,820万5,000円となります。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたします。

1枚めくっていただきまして115ページをお開きください。まず、上から6行目でございますけれども、(事項)農業農村振興対策事業費の家畜防疫体制基盤強化事業、これにつきましては新規事業でありますので、後ほど別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

中ほどの(事項)土地改良管理費でございますけれども、これにつきましては、県営土地改良事業により造成した農道やため池などの補修を行う経費といたしまして、7,300万円の増額補正をお願いしております。

その下の(事項)県単土地改良事業費でございますけれども、国庫補助事業の対象とならない小規模な農道整備やかんがい施設の整備などを行う経費といたしまして、7,034万6,000円の増額補正をお願いしております。

続きまして116ページをお開きください。(事項)農地海岸保全事業費では、農地海岸の維持修繕を行う経費といたしまして、3,000万円の増額補正をお願いしております。

続きまして、新規事業について御説明いたします。別冊の常任委員会資料、9ページをお開きください。家畜防疫体制基盤強化事業でございます。

1の事業目的でございますけれども、今回の口蹄疫防疫対策の課題といたしまして、例えば移動制限区域内の飼育頭数や農家戸数の情報収集、あるいは埋却地の位置確認等に時間を要したことが挙げられます。このため、これらの課題を踏まえまして、現場において農場の的確な位置の確認と情報の効率的な収集を行うための衛星を活用いたしましたGPSシステムの整備とともに、現場との迅速かつ確実な初動防疫体制を整備するため、テレビ会議システムを導入し、家畜防疫体制の強化を図るものであります。

2の事業の概要についてでありますけれども、予算額750万円をお願いしております。

事業期間につきましては平成22年度、事業主体は県でございます。

右ページをごらんください。まず、上段のGPSシステムの整備ですが、左下に示しておりますけれども、宮崎県土地改良事業団体連合会が既に整備しております航空写真、地形図等から成る農地地図情報、通称「水土里情報システム」と呼んでおりますけれども、このシステムを活用いたしまして、県内農場の状況調査等の農場訪問の際に、パソコンの図上で農場等の場所の確認と農場等の情報を現場で直接入力できるように、GPS受信機及び持ち運び用の専用パソコンを、西臼杵支庁及び各農林振興局の7カ所に整備し、迅速かつ効率的な農場や埋却地の情報収集体制を整備するものでございます。

それから、下段のテレビ会議システムの整備でございますけれども、家畜防疫体制の強化を図る上で、上段の情報システムの整備とあわせ

まして、出先機関を含む現場との迅速かつ確実な初動防疫等の情報共有体制の整備が重要であるということから、本庁の農政企画課、畜産課と家畜保健衛生所、3カ所とを結ぶテレビ会議システムをあわせて導入するものでございます。

農村整備課からは以上でございます。

○鹿田水産政策課長 水産政策課でございます。お手元の歳出予算説明資料の117ページをお開きください。当課の補正予算額につきましては、一般会計で2,404万5,000円の増額補正をお願いしております。この結果、1月補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますとおり、一般会計と特別会計を合わせまして19億1,012万円となります。

補正の内容につきましては、次の119ページをごらんください。(事項)水産試験場管理費の2,404万5,000円の増額補正となっております。こちらは、説明欄にありますとおり、経済・雇用緊急対策の実施に伴う補正でございます。具体的な内容ですが、水産試験場緊急施設整備事業としまして、特に老朽化が進んでおり、対応が必要となっております親魚棟骨材等補修工事、飼育実験棟冷凍設備改修工事等の内容となっております。

水産政策課は以上でございます。

○山田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課です。お手元の歳出予算説明資料の121ページをお開きください。漁港漁場整備課の1月補正額は、一般会計で3,824万1,000円の増額補正をお願いしております。この結果、1月補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように、35億3,750万9,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。123ページをお開きください。(事項)栽培漁業定着化促進事業費の3,824万1,000円の増額

についてであります。これは、経済・雇用緊急対策の実施に伴い、新規事業、栽培漁業施設緊急整備事業を実施するものであります。具体的には、延岡市にあります県有の栽培漁業施設において、老朽化した海水ろ過施設や井戸ポンプ等の取りかえを行うほか、屋外産卵槽の補修及び上屋の防錆塗装などを行い、種苗生産施設の機能保全強化を図るものでございます。

漁港漁場整備課は以上です。

○上杉農政企画課長 続きまして、委員会の報告事項のうち、TPP参加による関税撤廃に伴う本県農業への影響について御説明をいたします。資料につきましては、お手元の環境農林水産常任会資料の11ページからとなっております。

まず初めに、TPP(環太平洋経済連携協定)につきましては、御承知のとおり、昨年11月に国におきまして、包括的経済連携に関する基本方針が決定され、この中で、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始するといった位置づけになったところでございます。本日は主に、TPP参加による関税撤廃による影響試算につきまして御説明をさせていただきます。

11ページの下の方の2、関税撤廃による農産物への影響についてからごらんいただきたいと思います。

昨年10月末に国が公表いたしました影響試算の方法によりますと、関税率が10%以上でかつ生産額が10億円以上の19品目につきまして試算を行っているところでございます。その際、12ページの一番上の丸にありますとおり、輸入品と競合する国産品は、輸入品に置きかわることとして試算が行われているところでございます。例えば、国産米の90%や乳製品の全量、また、牛肉全体の75%を占めます3等級以下のものが

輸入品に置きかわるとともに、輸入乳製品の急増によりまして行き場を失った北海道の乳製品向け生乳が、都府県の飲用向けに供給される結果、都府県の生乳生産はプレミアム牛乳向けを除いて消滅するものとして試算をされております。また、その下の丸にありますとおり、輸入品と競合しない国産品につきましても、安価な輸入品の流通に伴って価格が低下するものとして試算がなされております。このような基本的な考え方に基づく試算結果につきましては、その下の③にありますとおり、国全体で年間4.1兆円程度の農産物の生産が減少するとともに、その下の④にありますとおり、食料自給率が現在の40%から14%に低下するものと見込まれております。

次に、本県農業への影響試算につきましては、一部本県の生産実態を踏まえまして独自の数値を使用してはいますが、基本的には、以上のような国の影響試算の方法に準じて行っているところでございます。

まず、(2)の①のアにございますとおり、米につきましては、先ほど申し上げましたが、本県生産額のすべてが減少するものと見込んでおります。次に、イにありますとおり、牛乳につきましては、バター、脱脂粉乳、加工乳等の乳製品が価格の安い輸入品に置きかわることから、これら乳製品に仕向けられている分につきましては生産が減少するとともに、飲用牛乳につきましては、学校向けなどを除き、北海道産のものに置きかわるものと見込んでおります。また、ウにありますとおり、牛肉などにつきましては、先ほど国の試算では牛肉の全体の75%と申し上げましたが、本県試算では、牛肉全体の64%を占める3等級以下のものが輸入品に置きかわるとともに、4等級以上のものにつきましても価

格が低下すると見込んでおります。さらに、13ページの上のほうのエにございますとおり、豚肉や鶏肉などにつきましては、国の影響割合に応じて本県産出額に案分して影響額を試算しているところでございます。

このような結果、その下の②にございますとおり、全体で1,529億円の生産額の減少を見込んでいるとともに、その他、その下の③、また④にございますが、産業連関表を用いて算出されます関連産業への影響額が832億円、また、関連産業をも含めた雇用への影響が3万5,000人と試算をしているところでございます。さらに、⑤にございますとおり、農業の多面的機能への影響といたしましては、全国の影響額である3兆7,000億円に全国に占める本県の割合を掛けまして、614億円と見込んでいるところでございます。

T P P参加による関税撤廃に伴う本県農業への影響についての説明は以上でございます。

○鹿田水産政策課長 委員会資料の14ページをごらんください。T P P参加によりましては、本県水産業への影響について御説明させていただきます。

2の関税撤廃措置による水産物の影響についてから御説明させていただきます。2の(1)の水産庁の影響試算につきましては、サケ・マス類やカツオ・マグロ類など、国内の生産額が10億円以上で、かつ関税率の高い主要13品目を対象として試算されております。その考え方につきましては、農業の試算と原則的には同様な考え方なんです。例えばカツオ・マグロ類につきましては、下級缶詰とカツオブシが輸入の原材料、輸入の生産品に置きかわり、生産量の30%が減少する。また、アジ・イワシ類につきましては、加工向けが輸入品に置きかわり、生産

量がそれぞれ52%及び50%減少する。ウナギにつきましては、業務用が輸入品に置きかわり、生産量が64%減少する等となっております。これらの試算の結果につきましては、水産物の生産減少額を4,200億円程度と見積もられてございます。

(2)の本県における影響試算についてでございますが、アジ、サバ、イワシ、ウナギにつきましては、国の減少額試算を本県の実産量の全国シェアで案分して産出してしております。その結果、これら品目における減少額は約56億円となりまして、具体的な計算式につきましては資料にお示ししているとおりでございます。

次のページですけれども、カツオ・マグロ類につきましては、水産庁の考え方に準じまして、本県の用途別出荷割合を勘案しまして算出しております。その結果、この品目における減少額は約12億円となり、その具体的な式につきましては記載しているとおりでございます。

これら品目の生産減少額を合計いたしますと68億円程度となりまして、これが本県生産額への影響となります。

また、③、④にございますが、関連産業への影響額につきまして、産業連関表を用いまして試算しております。これによりますと、漁業生産額が68億円減少した場合、本県全体で31億円の追加的な影響があると予測されます。また、就業・雇用への影響につきましては、約1,000人程度の雇用に影響が出るという結果となっております。

以上で説明を終わります。

○岩崎家畜防疫対策監 委員会資料の16ページをごらんください。宮崎県口蹄疫対策検証委員会の最終報告の概要について御説明申し上げます。

まず、1の主な活動の経緯でございますけれども、検証委員会では、合計5回の会議が開催され、現地調査やヒアリング調査等を踏まえて、先週金曜日に調査報告書が公表されたところでございます。

次に、2の調査報告の概要についてでございますが、(1)の構成につきましては、本文が5章97ページから成り、各章のタイトルはそこに記載されているとおりでございます。また、関連資料としまして、一連の対応状況や組織体制、県議会からの提言等を182ページにわたって添付されております。

次に、(2)の検証結果の要旨でございますけれども、全部で7つの柱と42の項目から成り、その主な内容は次のとおりでございます。

まず、①の感染源や感染経路につきましては、発生農場について、国の疫学調査では6例目の農場を初発と推定しているのに対し、詳細に調査した結果、7例目の大規模農場の可能性も否定できないため、この両方に初発の可能性があると言われております。また、感染原因やルートにつきましては、人や物の動き等を徹底的に調査するため、発生農場への強制的な調査権を与えるべきとの提言がされております。

17ページをお開きください。次に、②の発生前の防疫対策でございますけれども、3つ目の段でございますが、国家防疫の観点から、徹底した水際対策を求めるとともに、詳細な情報伝達や日常的な注意喚起、早急な埋却用地の確保や情報管理のシステム構築に努めること等が提言されております。

次に、③の早期発見・早期通報につきましては、国の疫学調査では、1例目の感染が確認された4月20日の時点で既に10カ所以上の農場に感染が広がっていたことが判明しており、この

ことが被害拡大につながったものと考えられること。また、今回の初期の症状が従来の典型的なものではなかったことから、今後は少しでも疑いがあれば検体を送付することとし、その際には検体レベルに応じて市場の閉鎖等の扱いを区分するといった措置も必要であるということが提言されております。

次に、④の初期対応の判断と対処につきましては、殺処分や埋却作業において、埋却用地の確保や殺処分の方法等について事前に十分な準備をしておくこと、また、市町村とも連携し、より効果的な作業マニュアルを策定すること、さらに、消毒ポイントの設置や移動搬出制限の設定についても再検討する必要があるとの提言がされております。

次に、18ページになりますが、⑤の蔓延期の判断と対処につきましては、殺処分や埋却作業について、作業に必要な体制や現場リーダーの育成を検討すべきこと、また、防疫訓練においてシミュレーションを行っておくこと。また、4段目になりますけれども、ワクチン接種につきましては、範囲設定のあり方等十分に検討すべきであること等の提言がされております。

次に、⑥の県の危機管理体制につきましては、今後は、発生段階で、農政水産部を中心に関係部局の職員が同じフロアに集まり、的確な戦略を立てて実行できる体制を迅速に構築すべきであること。また、2段目の現地対策本部につきましては、トップには幹部職員がついて、一定の権限や責任を持って市町村や関係機関との円滑な調整が行われるようにすべきであること等の提言がされております。

さらに、19ページになりますけれども、畜産試験場等の公的機関においても口蹄疫が発生したことから、今後は、「こうすれば感染しない」

という模範例を県内の畜産農家に示すとともに、具体的な方針を早急に策定すべきとの指摘がなされております。また、2段目の種雄牛につきましては、特例措置を行ったことについて賛否両論の意見がある中で、今後は危機管理の観点から、種雄牛の分散管理を行うこと。さらに、3段目の非常事態宣言につきましては、状況に応じて規制レベルや範囲を設定することが必要であるとの提言がされております。

次に、⑦の国や市町村、団体等との連携につきましては、現行の体制では、いざ口蹄疫が発生した際には非常に困難を伴う仕組みとなっているため、今後は国家防疫の観点から、国が一切の責任と判断で対処し、その指揮命令下に地方自治体が協力する体制とすること。また、3段目の市町村や団体等の関係においても、今後は、県の対策本部に市町村担当を配置したり、関係機関や団体の同席等を検討すべきであるとの提言がされております。

最後に、20ページになりますけれども、(2)の二度と同じ事態を引き起こさないための提言では、全体のまとめとしまして、①の基本的方向性の中で、海外、特に韓国における発生状況を見ると、今回、宮崎で起きた事態はいつでもどこでも再び起こり得るということを前提とする必要があるとした上で、アの水際対策、イの防疫対策、ウの早期発見・早期通報、エの迅速な防疫措置の4点が重要であると提言されております。その上で、②の宮崎県への提言につきましては、日本有数の畜産県として日本一の防疫体制を構築すること。今回の反省に立った危機管理体制の確立を図ること。全国のモデルとなる新しい畜産を希求すること。また、③の国への提言につきましては、水際対策について先進国並みの対策を早急に講じること。感染原因

や感染ルートの解明につきましては、徹底した調査を行い公表すること。国と県の役割分担について、権限や責任の所在を明確にし、有事の際にも的確に対応できるよう体制を確立すること。さらに、21ページになりますけれども、④の畜産農家への提言といたしましては、「みずから守る。自分の農場や地域には決して感染させない」という強い意思を持って、主体的な対策を講じること。飼養衛生管理基準などの内容を熟知し、必要な措置を励行すること。地域全体の防疫レベルの向上に努力すること等が求められております。

3の今後の予定でございますけれども、(2)の県の対応につきまして、1月14日、早速、口蹄疫対策本部会議を開催し、本部長である知事から、報告書の内容を踏まえ、農政水産部を中心に、全庁的にしっかりと対応するよう指示があったところでございます。今後は、防疫マニュアルの改定作業や危機管理体制の強化に取り組むとともに、国に対しまして、提言・要望を行っていくこととしております。

私からは以上でございます。

○十屋委員長 ありがとうございます。執行部の説明がすべて終了いたしました。まず、議案について質疑はありませんか。

○福田委員 今回の補正については、口蹄疫関連の対策費がかなり出ておりますが、それとあわせまして、今、口蹄疫関連の検証の説明もいただきました。これと予算と対峙させながら考えまして、今回の補正で、当面必要と思われる機材あるいは防疫体制の設備は完備すると考えていいのかどうか、この全体の予算から見て。ちょっと教えてほしいんですが。

○児玉畜産課長 今回1月補正でやります防疫関係の機材等につきましては、2月、3月で整

備できる分を上げておまして、特に農場の消毒施設等につきましては、23年度は、県がつくっております2分の1補助つきリースと同じ仕組みの事業を国がつくっておりますので、そちらのほうで対応していきたいというふうに考えております。23年度事業等であとは充実させていきたいというふうに考えております。

○福田委員 行政には予算制度がありますから、民間のようにやみくもにできないことはよくわかるんですが、今の隣国、韓国の状況を見ますと、必要最小限の体制はつくっておかないとまたえらい目に遭うと、最近こういう気がしてなりません。検証委員会の内容等と予算と比較しながら、これだけ大事な問題が列挙されておきながら、本県としては本当に体制ができるのかなど、そういう気持ちでいっぱいでございます。今は小康状態でありますから、生産者も気持的にどちらかというと再生・復興で頭がいっぱいですね。しかし、防疫体制をしっかりとやらないとまたつらい目にお互い——今度本県で発生しますと、宮崎県の行政、財政、すべてが立ち直りができないような状態になるんじゃないかという心配をいたしておりますから、ぜひ、今回の補正、あわせて本予算、しっかりした体制を早急に、前倒しをするような気持ちで取り組んでいただきたいと思います。これは時宜を得た必要な施設ですから、早急に整備あるいは執行をお願いしたいと思います。

それから、今度は部門が違いますが、107ページ、バイオテクノロジー種苗増殖センター、私は毎日あの辺を通るんですが、築後20年とおっしゃいましたね。施設がかなり古くなっております。どちらかといいますと、今、本県のカンショのウイルスフリーの苗を主体としたものが供給されておまして、それに、本県で開発され

た黒皮とかニガウリ、イチゴをやっておられますが、農業試験場が全面リニューアルしましたから、特に比較をしますと施設の老朽化を感じます。バイオテクノロジーという名称がつくからには、それにふさわしい施設を整備する必要があります。特に本県においては、口蹄疫発生で、農業部門による品目の転換も一部図らなくてはならない状況にありますから、ぜひこれを機に、今回はわずか4,000万円程度の施設整備ですが、これは県と市町村と関係団体で組織した団体でありますから、県が主導権を持たないとお金もありません。ぜひ取り組んでいただいて、口蹄疫関連の再生・復興の一助になる——直接は関係ありませんが——品目転換等のことを考えますと、この辺がしっかりしないとできませんから、本予算等でもさらにしっかりしたものを組んでいただきたい、このように考える次第であります。いかがでございましょうか。

○郡司農産園芸課長 バイオテクノロジー種苗増殖センターは、昭和63年の設置でございませう。20年余というふうに申し上げましたが、長きにわたって、委員御指摘のとおり、特にカンショのウイルスフリー苗の供給であるとか、試験場で育成しました野菜、花の優良種子の増殖、これに大きな役割を果たしてきたと思います。今回、緊急を要する部分については修繕をするということなんですけれども、長期的な視野で見ますと、この施設が今後どうあるべきか、これについては、出資をしていただいております市町村も含めて十分検討していく必要があるというふうに考えていますので、またいろいろ議論をしてまいりたいというふうに考えておるところです。以上です。

○緒嶋委員 海外悪性伝染病緊急対策事業、こ

の前、我々も7名で宮崎空港の防疫体制を伺ったんですが、靴底消毒が中心であるわけですね。靴底だけを消毒しておれば口蹄疫は防げるわけですか。

○岩崎家畜防疫対策監 もちろん靴底だけで口蹄疫が防げるとは思っておりませんが、オーストラリア等で一時期、ミスト等使った人体への消毒のことも検討されたみたいですが、世界的には、そういう形で人体までの消毒、いわゆるミストによる散布については実施されていないというふうに聞いております。

○緒嶋委員 国の防疫体制、水際で日本に口蹄疫が入ってこなければ口蹄疫対策は必要ないわけですね、各農家も。しかし、それがやむを得んから、それぞれ県段階、市町村段階、農家段階で対策を立てにゃならんわけですけど、水際対策の充実が一番重要だと思うんです。入ってきたからの対策も当然重要ですけども、そうならばこれは国のほうでやらんと、県段階では限界もあるだろうと思うんです。空港なんかにしても。それと、国際線だけであれだけの対策をやるなら、国内線も含めて、これは宮崎空港だけではどうにもならないわけで、全国的な空港すべて、港湾も含めて徹底したものをやらなければ、宮崎県は口蹄疫で被害を受けておるから、我々は大変認識はあるわけですけど、ほかの県はそうまでないんじゃないか。しかし、これだけ対策を立てながらまた宮崎県に入ってくるかもわからんわけですね。そうなりますと、靴底を含めて、国家防疫、家畜防疫法の関係から、やはり靴底だけでは限界があるという前提のもとに、国に何か対策を関連の中で要望はされておるわけですか、ここあたりは。

○児玉畜産課長 水際対策につきましては、再三国のほうには強化するように要望してきてお

ります。動物検疫所も、靴底消毒の徹底でありますとか、ゴルフシューズの泥を落として消毒薬につけるといったようなことをやっておりますし、また、出国エリアあるいは航空機内でもウイルスの侵入防止のための呼びかけをしておると、そういったことも国のほうからの指示で今やられておるといふふうに聞いております。それから、宮崎空港は別なんですけど、関空と成田は、検疫犬を使って肉製品の持ち込み等を防止するための対応もとっておるといふふうに聞いております。この前、私も行ったんですけども、動物検疫所の所長が来ておりましたけれども、現在やれる範囲のことはすべてやっておりますというようなこととお話は伺っております。

○緒嶋委員 当然やれる範囲でないと仕方がないという意味はわかるわけですけど、これは国際的な問題でもあるわけですね。オーストラリアとかニュージーランドはまだ厳しい防疫体制をとっておる。これは国際的な問題の中で考えないと、人権の問題もあるわけです。噴霧することですらいろいろ問題もあるし、クレームがつくおそれもあるということで、これはなかなか難しいと思うんですけども、世界的にこれだけ口蹄疫が蔓延すれば、国際的な問題の中で解決していかないと、県と空港とかだけではどうにもならないということを考えれば、国の責任が最も重大であろうと思うんです。そのあたりを強く要請していかなければならないというふうに思います。どれだけやっても万全の対策というのはあり得んと思うんです。ウイルスが我々にはわからんわけですから、どこについてくるかわからんわけです。やれる対策は何でもやるというような前提のもとに進んでいかないと、二度あったことは三度という可能性もないとは言えないわけですので、農家の皆さんから見れ

ば、これを一番先にやってほしいと。個々の農家に対策を立てるといっても、入ってきてからの農家の対策というのは限界があるわけですから、水際対策に対する強化を強く今後とも求めていただくということを強くお願いしておきます。

○榎藤委員 林務でも申し上げたんですが、1ページ目、2ページ目の表を読みますと、補正額が7億800万円、今期中に検収可能な金額は1億7,400万円ぐらいかなと思いますが、繰越額が5億3,400万円。8月末というのは2,687万円というようなことで、全体を見てみますと、今から取りかかる作業ですから、やむを得ないという点はあるかと思いますが、緊急経済対策とか雇用対策というような趣旨からして、発注その他検収も含めて、上期検収ができない理由があるんだろうと思いますが、そういうものを目指さないと、経済効果という期待が薄いのではないかという気もいたしますし、皆さん方に、慌ててやって誤謬があつていいということはいけませんけれども、そこら辺は、タイムリーな経済対策だろうと思います。議論はしませんけれども、十分にしんしゃくしていただいてその推進方に努めていただけるようにぜひ要望しておきたいということを申し上げます。

○十屋委員長 今のは要望ですね。ほかございませんか。

○高橋委員 新規事業の5ページの特定疾病フリー地域支援事業ですけど、昨年からいろいろと議論されていたことの事業ですが、この事業内容の特徴として、特別な手だてをするわけですから、ここで生産をされる豚、牛については付加価値がつくということの認識をしていいですよ。ということは、高く売れる、そういうシステムになろうかと思うんですが、見解をお

願います。

○**児玉畜産課長** 特定疾病フリーにしてしまえば、間違いなく付加価値は上がってくるというふうに考えております。

○**高橋委員** したがいまして、申し上げましたように、高く売れるということですから、生産者にとっては大変有利な事業でありまして、皆さん方のほうにも、他の地区の畜産業の方々からいろいろと声も上がっているんじゃないかと思うんです。県内で地域ごとによって差別化されてしまうわけで、モデル事業だから、モデル地域だから、この性格はわかるにしても、しかし、同業者の方々からしたときに、うちにもこういった事業をということの声が、今は少ないかもしれませんが、どんどんこれが広まっていけば出てくると思うんです。これは財源が伴うことですから、一概に、わかったということにはならんとでしようけれども、モデル地域だから、モデルを目指して、あとは知りませんよと、これを目指して皆さん方、自分のところでやってくれということと言われても、なかなかそう簡単にできないことありますから、今後の大まかな方針として、宮崎県が目指す畜産はこういうものだよという方向性でもあれば、答弁いただきたいと思えます。

○**児玉畜産課長** 確かに委員が言われましたように、児湯地域のモデル地域がうまく進んでいけば、そういった声は当然出てくるというふうに考えております。この事業をやるには、委員も言われましたように、相当な財源がかかるということになります。付加価値がつく、生産性も向上するというようなことありますので、生産者のほうから、ある程度金を積み立てるなり何なりというような方向でそういったシステムを、県内全域からそういった声が出てくれば、

そういった事業の仕組みというのを改めて検討していく必要があるかというふうに思っております。基本的には、児湯地域でうまくいけば、これは県内全体に広めていきたいというふうに考えておりますけれども、そのためには別途その仕組みを考える必要があるだろうというふうに考えております。

○**高橋委員** よくわかりました。よろしく願います。

○**十屋委員長** ほかがございせんか。

○**徳重委員** 補正の追加事業ということで、先ほど権藤委員がおっしゃったわけですが、12月までというこのことですが、新年度予算とこの補正との兼ね合いというのかな、一緒にやっていくという事業も幾つかあるものでしょうか。それぞれの事業、追加事業のことです。

○**上杉農政企画課長** 全体的なことをお答えいたしますと、特に畜産の防疫関連の事業で、とりあえず急ぐべきものを1月補正の今回の補正予算の中で打ち出していくと。新年度の事業につきましては、今、予算編成をしているところでございますので、そういった中で必要なものがあれば、新年度の中で4月以降のものとして構築していくものを必要に応じてやっていくということで考えております。

○**徳重委員** これは補正ということで仕事をしていくが、新年度予算は別途に考えていくという理屈でいいのか。そういう考え方で。

○**上杉農政企画課長** 新年度のものは今策定をしているところでございますので、詳細はまだ定まっていないんですけれども、例えば防疫関連の事業の中で、引き続き新年度もやっていくものにつきましては、必要に応じて予算措置をしていただくということで考えていかなくは

ならないものも出てくると考えています。

○徳重委員 私は、この補正の金額では足りない、もうちょっと充実すべきだという事業が出てくることは間違いないと思うんです。それが、12月までこの事業だけを引っ張っていくというようなことになると、新年度事業の予算がうまく組めないんじゃないかという気がするものですから。あと、新年度予算も、補正も6月、9月と出てくるわけですけど、そこ辺はもうちょっと急いで、緊急事業ということであれば早くこれを完了させると。12月になるんじゃないかと、少なくとも6月ぐらいまでには、あるいは9月ぐらいまでには完成させるぞというような努力が見えないといけないんじゃないか。ずっと引っ張ればいいということじゃないと思うんですが、いかがでしょう。

○上杉農政企画課長 繰り越しの件につきましては、先ほど権藤委員から同様の御指摘がありまして、この補正予算の大もとになります国の予算につきましては、円高等の緊急経済対策をもとにやっていますので、完成予定年月日を12月まで引っ張って、ぎりぎり引っ張れるところまでということであるんですけども、もともとの趣旨である経済対策ということを踏まえれば、早期に発注していくようなことでやっていかなくちゃいけないというふうに考えています。

○高橋委員 関連なんですけど、午前中の他の委員会で議論になったらしいのでちょっと思い出しましたが、発注が4月になるということで、緊急なんだから何でもうちょっと手前にできないのかということだったらしいんですが、農政の場合どうなっているんでしょうか。

○上杉農政企画課長 ここに全部で14事業繰り越しのものがございますけれども、発注の時期が4月なのか、もうちょっといくのか、把握し

ていないんですけども、できる限り早く、先ほど言いましたけれども、経済・雇用対策ということですので、早目にやりたいというふうに考えております。

○高橋委員 おっしゃるように早目にやらないかんわけで、せつかく補正でやる、そして、その名のもとには経済・雇用緊急対策ですから、少しでも早く発注をしてお金が回るようにというふうなことでお願いしたいと思います。いいんでしょうか。

○十屋委員長 答えを求めますか。先ほど答えは出ましたけれども、できるだけ早くやるということ。

○高橋委員 できるだけ早くとおっしゃいましたので、お願いします。

○十屋委員長 ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、その他の報告事項に移りたいと思います。

○権藤委員 11～12ページのTPPのことで、自家消費ということに対する考え方はどんなふうになっているんだろうか。考え方だけ聞けばよろしいんですが。

○上杉農政企画課長 先ほど御説明申し上げました、もともと国が考え方を出して、それに基づいてやっているわけですけども、あくまでも農業産出額という形で出しておりますので、要するに販売しているものですね、ですから、自家消費の部分につきましては、こちらの影響の試算の中には入っていないということになっています。

○権藤委員 生産額とか出荷額というのに自家消費は入っていないんですか。入っているんじゃないかと私は思うんですけど。

○上杉農政企画課長 すみません、訂正を。産

出額という概念ですので、自家消費の額としては入っているんですけども、今回の試算をするに当たっては、そこは無視した形で影響額を出しているということでございます。

○星原委員 11ページから15ページまでT P P問題を取り上げて、本県の農業とか漁業に対する影響ということで今回は説明を受けているので、それはそれでいいんですが、今の菅政権の中では、6月ないし11月ごろまでには何らかの方向性を示すような形になっていきますね。そうすると、近い将来、かなり確率性の高い形でそうなるんじゃないかと予測するわけです。そういう予測の中で、宮崎県は第1次産業で成り立つ県でありますから、そうなった場合に、このことがそういう方向に進むということを想定しての考え方とか取り組みとか、何らかその状況に今入りつつあるのか、こういう影響の問題だけを主体にして考えている状況なのか、その辺のところをお聞かせいただくとありがたいんですが。

○上杉農政企画課長 先ほど御説明いたしました、昨年決定しました国の基本方針では、関係国との協議を、いろいろ経緯があって協議を開始するという形で――正式な見解としては、参加するとはまだ言っていないんですけども……。ただ、年末年始、もろもろの総理の発言等踏まえますと、方向性としては参加するようなおいも、動きも出ていますが、今のところ、やるとは明言していないわけです。そういった中で、御指摘のとおり、この6月に基本方針が決定されますという話になっております。今のところ、参加するという形で正式なものが出ておりませんので、我々としては、日を改めてこの常任委員会にも御説明することになります。農業・農村振興長期計画につきましても、参加

するか否かは切り離して、今現在、農業が置かれている中でさまざまな課題があるものについて、構造改革など進めていかなきゃならない部分について何をしなければならぬかといったようなことで、我々としては打ち出していく必要があるというふうに考えております。

○星原委員 確かに説明のとおりでありまして、どうなるかというのはまだ予測の段階で、はっきりしていないからあれなんです。宮崎県の場合、先ほど言いましたように、第1次産業主体で県内が動いている状況で、今回、口蹄疫の問題でもああいう形になると、地域の経済までかなり影響あるわけですね、関連産業ひっくるめていろんな形で。そうやってきた、じゃ、近い将来、何年後かわかりませんが、方向性が出るだろうなど、そういう感じも一方では持たざるを得ないような状況じゃないかというふうに思っています。果たして、そういうのが決まった後にいろんな動きをしていくのか。ある程度想定しながらいろんなことを考えていくべき時期に来ているのかなという感じも一方でしているんです。

ですから、新年度の予算なんかの中でも、今後の流れの中で何かを想定して考えていくところもあっていいんじゃないか。今言われるように、国がどうするかまだ決まったわけじゃなくて議論の段階だという話ではあるんですけど、決まってから動き出していいのか、ある程度そういう可能性も含める中で、何かに向けて、このT P Pの問題を考えながら進めることもどこかに必要なかなとは思いますが、その辺はもちろんなかなか判断しづらいところかもしれませんが、どうなんでしょう。

○上杉農政企画課長 先ほど申し上げましたけれども、まず、本県の農業振興の今後を考える

に当たって、長期計画の中で我々は、まず、畜産の再生・復興を果たしていく上で、長期的な農業振興を考えないといけないんですけれども……。先ほど申し上げましたけど、国際化への対応でありますとか構造改革というのは、ずっと以前から、特に昨今の厳しい状況の中で、TPPと離してやるかどうか、いずれにしてもやらないといけないものでございます。新年度の予算でありますとか長期計画の中でまずはそれを打ち出していかなければならないというふうに考えております。

○星原委員 そこで、今回、西都に農産物の加工場ができますね。ああいうことに積極的にいきながら様子を眺めていくべきかなというふうに思うんです。畜産、農産あるいは水産物でも、加工に取り組む方向性をこれから見つけてあるいは探って、早くそういう方向に少しでも切りかえて付加価値をつけていく。そうなってくると流通の問題までひっくるめているいろんなことが出てくるんだと思うんです。加工とか保存技術とか販路とか、そういったものをひっくるめた体制をどこかに持ちながら、TPPじゃなくてもそういう時代が近づいてきていると思います。そういう考えを入れながら、計画というんですか、いろんな予算の配分なんかの分野でも考えるべきじゃないかなというふうに思っているものですから、その辺のところも今後またいろいろ検討いただければありがたいというふうに思います。

○上杉農政企画課長 以前も常任委員会の中で御説明申し上げたことですが、今現在、農産物を生産してそれを外に出している中で、加工における付加価値というのが県外に出ているとか、そこから派生した経済効果というのが雇用も含めて出てしまっているという点がござ

います。詳細につきましては日を改めてこの場で申し上げることになりますが、地元における加工、それによる経済波及効果という面に着目して、農業の成長産業化と申しますか、ほかの産業と関連した6次産業化といったものを大きな柱としてやっていく必要があるということで、しっかり計画の中でもやっていくことになると思います。

○星原委員 最後にしますけど、TPPの影響があるほうだけじゃなくて、プラスになる分はないのかとかいろんなこともひっくるめて今から検討して——宮崎にとってTPPはマイナスもあるけれども、プラスになる分野は何かないか。逆にプラスになるものを探っていくとかそっちまで考えながら、これからの時代の方向性はそういう形じゃないかなというふうに思っていますので、ぜひそういうところあたりの検討も始めていただきたいというふうに要望しておきます。

○緒嶋委員 TPPをやることは、自由化すると、世界的な流れだと一口に言われるわけですが、一方では、食料の自給率を50%にするというのがあるわけです。TPPと50%の自給率の整合性はどう理解すればいいんですか。

○上杉農政企画課長 そこがまさしく、昨年このTPPが出たときからいろいろ懸念をして申し上げているところなんですけれども、50%に引き上げる話でありますとか、食料の安定供給という話。食料の安定供給は、食料・農業・農村基本法に書かれている国の責務でございます。その具体的な姿としての食料自給率50%という話を今までずっと進めてきた中で、関税撤廃、即時撤廃が、今までで申し上げますと大体全品目の8割という中で、その場合に、国内で必要最低限賄えるだけの生産を、要するに人にしろ

土地にしろどう確保していくのかというのが、まさしくこのTPPの議論の中で最大の問題点でございます。そこを去年、県のほうも、将来の基本的な道筋を国に示してもらわないと現場が混乱するという話をしているわけです。今、政府のほうで「食と農林漁業の再生推進本部」というのを設けて、いろいろ農業者のヒアリングとかやっているわけですが、その中で、どういった対策というか方針が出るのかというのがまだ見えていないところでございます。

○緒嶋委員 そこあたりが、日本の食料の安心・安全、食料政策の中で矛盾するのかわからないのかということを確認しながら政策を立てていかなければ——対策というよりは政策を——農家の皆さんは不安があるし、関連産業まで入れれば2,300億円も影響があるということは、これだけマイナスがあるということです。そういう中で、畜産（肉用牛）なんかにしても589億円の生産額が160億円になるわけです。それは生産量が減るということですから、自給率を高めながら、価格は安くなりますが、生産をふやさないといっても、とてもじゃないが生活はできない。所得補償ができますかという、財政を含めてなかなかできないということであれば、結果とすれば農業は成り立ちませんと、そういう結論以外にないんじゃないかという気がしてならないわけですが、そのあたりはどうですか。日本の場合、農業として政策が成り立つかと。

○上杉農政企画課長 繰り返しになりますけれども、国内で最低限賄わなくちゃいけない食料自給率というのがございます。それと関税撤廃によって即時外国産の安いものが入ってくるという状況。そういった中で、今言われていますけれども、今後、少子高齢化の中で社会保障経費等に財源を振り向けなくちゃいけない中で、

継続的にそういった所得補償ができるのかという問題点は、昨年から大きな疑問として県としても申し上げているわけですので、引き続き、国に対しても、その辺の道筋を明確に示すよう言っていくことになると思います。

○緒嶋委員 各国農産物の平均関税率を見ても、日本は12%、米国は6%、ほかの国は日本より皆高いわけです。こういうことを考えても、ある意味では、日本は農産物を含めても関税はゼロに等しいぐらい。米は特別ですが、それ以外のは外国から非難されるような関税率じゃないと思うんです。TPPは、何かしらすべてがうまくいくというけど、農業を犠牲にしてやるのかと、結論から言えば。それ以外にないと思うんです。だから、日本国土というのをどう守るかという視点、国策としての将来の国のあり方をどういうふうにするかという視点を考えながらやらにゃいかんのが、ただ、関税をゼロにすれば日本はバラ色の世界が来るんだというような短絡的な議論が先行し過ぎている。マスコミを含めて。そういうことの中で、農村は将来はありませんよという結論をつくるようなことじゃないか。日本が、アメリカやオーストラリアのような農業条件というか国土条件であればまだしも、特にこういう厳しい中山間地を抱えている宮崎県なんかにすれば、中山間地の生き残る道は、付加価値をつけるといっても限界があるわけです。農商工連携といっても限界があるわけで、そのあたりを含めた場合、県は、あくまでもTPPは、宮崎県農業にとってこれはそうあってはならないという方針を明確にして県の農業振興を考えるべきだというのが私の持論ですが、このあたりは部長はどうですか。

○高島農政水産部長 このTPPの問題が出てきてから、今、緒嶋委員がお話ししている杞憂

といいますか、危惧というのは、私どももみんな持っているわけなんです。今話に出たように、50%をどうするんだと。これが1けたになったらどうするんだと。国のほうからはどんな形で出てくるのか、それが全く見えないものですから、その議論のしようがないといいますか、まさかこのままで撤廃ということはないだろうと思っておりますので、もう少しその形が見えたところで私どもの意見も国に申し上げると、そういうような形になろうかと思っております。安全保障とか大きな問題もありますし、それ以上の問題も私はあると思っておりますので、このままで撤廃というのは私は出てこないだろうと。どういう枠組みをつくって出してくるのか、いましばらくは様子を見ないと、全くの憶測であらうと。そういうのもできないような状況なものですから、もうしばらくお時間をいただきたいと。そういうことで御理解賜りたいと思います。

○福田委員 私は、今、緒嶋委員のお話や、部長、農政企画課長とのやりとりを聞いていまして、米の関税引き下げあるいはオレンジ自由化のときを考えてきたんですが、私は現場におりましたのでよく覚えています。例えば米では5兆円という巨大な対策費を打ったんですが、それはどこに流れたか。農業土木関連あるいは箱物ですね。ひどいところは温泉開発にまで使った。そういう事例がございまして、まさしく生産現場の強化につながっていないんです。やみくもに5兆円という金がぼんと出てきた。ミカンの場合は1反幾らの伐採とか伐根の補助金を出しました。これは生産者に行きました。米の場合は、急にでしたからね、細川政権時代に。そういうことがありますから、全く予測がつかない、見当がつかないではだめなんですね、農

業県ですから。一応想定されることを前提に、ある程度の考えは、素案はまとめる時期に来るのではないかと。一方では、我々は全力を挙げてTPP反対・阻止をやっていくわけでありませんが、そうは言いながら、国論はなかなか厳しいものがありますから、その辺の対策は農業県として打つ必要がある。でないと農政水産部の存在感がなくなる。こういう全国に誇れる農業のシンクタンクの組織を、農業の現場が細りますと要らなくなりますから、農業に長く携わった人間としまして、本当に残念ですよ、そういうことでは。ぜひその辺をしっかりとやってほしいと思うんです。どなたでも、我こそはこういう考えを持っているという方がおられれば、1人か2人はいらっしゃるかなと思うんですが、お聞きしたいですね。

○上杉農政企画課長 先ほど来の繰り返しになりますけれども、自由化の流れというのは昔からありますし、我が県としても、例えば輸出という分野を今後重点的にしっかりとやっていかなくちゃいけないということも考えております。いずれにいたしましても、先ほど部長からございましたけれども、今後どういう結論になるのかまだよくわからないところがございまして、農政水産部としては、今の畜産の復興を果たした上で、いずれにしても今後やっていかなくちゃいけない構造改革でありますとか、従来からの自由化の対応を、しっかりと農業振興施策として長期計画の中で打ち出していく必要があるというふうに考えております。

○福田委員 ぜひ、国の対策が出たときには、即対応できるような腹案、素案はつくっておくべきだと思います。

それから、もう一つ、検証委員会の中でたくさんいろんなことが書かれておまして、もっ

ともだと、説明を受けながらお聞きしておったわけでありませう。その中で、私の地域は発生ゼロでワクチン処理した区域なんです。その当時、途中からFAOの見解から出ましたね。ワクチン処理した肉畜を食用に供してよろしいという。おかしな見解が出るもんだなということでは私は素人ですから考えておりましたが、その後もそういう意見はずっと流れておまして、今回、18ページのワクチン接種についての検証委員会のまとめを見ますと、その辺が触れられておりませう。マーカーワクチンまでは触れられております。やはりあの経済的損失を考えた場合、もし私どもが食肉としてそれを食に供した場合に全く害がないとすれば、それはほかの国で使っているわけですから、可能であると思ひますが、日本は少しでもそういう問題があると安全上から使えないわけでありませう。もしFAOの見解がそういう方向に流れるとすれば、ここもマーカーワクチンの使用とあわせて検討されていく必要があるんではないかと思ひますが、これは素人の見解でありませうが、専門的な見地から教えてください。防止上はどうしてもワクチンを使用するというわけですから。

○岩崎家畜防疫対策監 韓国が今回、ワクチン使用国になりまして、非清浄国でなおかつワクチン接種非清浄国という形で臨もうとしております。そういう国はたくさんございまして、東南アジアは通常的にワクチンを使って当然それは食用に供している。汚染国ではそういう形で対応しているところなんですけれども、今回の検証委員会の中で全く議論がなかったわけではございませう。今回につきましては、ワクチン接種してすぐ殺処分して、清浄国復帰、いわゆるワクチン非接種清浄国を目指すという形でうまく成功しましたので、こういう形での報告は

なされておられませうけれども、一部の人たちからそういう意見は当然ございませう。ただ、報告書の中には記載していないということではございませう。

○福田委員 基本的には、従前どおり、発生していないもののワクチン処理、リングワクチンやった場合は殺処分するという方向で本県はこの方針を堅持していく。国もそういう方針でいくということではございませう。FAOの見解なんか全く影響されないと、そういうふうでいいんです。

○岩崎家畜防疫対策監 これは前から議論されておりますように、ワクチン接種の汚染国、非清浄国になりますと、二国間からいきますと、南米の牛肉の生産国から、自由に入ってくる可能性はございませう。2月の上旬ですけれども、OIEに復帰しますと、当然、貿易の障壁の中で南米からの牛肉の輸入は拒否できます。そういうことも含めて、国も当然、発生していませんのでワクチンは接種しませうけど、仮に発生したとしても、ワクチンを接種してそれを淘汰しないという方向では今のところは考えていないというふうでございませう。

○福田委員 もう一つ、これは素朴な疑問で、生産者や私どもも持つんですが、これは国のほうの検証委員会に大きな原因があると思ひますが、原因です、これは前回も国際問題に絡めて途中でうやむやになりましたが、今回は規模が違うわけですから、この原因究明は、あきらめることなく徹底して県として国を追及すべきだと思ひます。これは知事がかろうがかわるまいが、本県が畜産県である以上は、ここをしっかりとやらないと、行政に対する農家、県民の信頼はないと思ひますが、その辺はどういう方向で行かれるんですか。部長、これは大事な問題です。国が国がじゃ済まないんです。

○岩崎家畜防疫対策監 残念ながら今回も国の検証委員会の中でも、国の疫学調査等においても、今回宮崎で発生した原因については特定されておられません。ただ、コメントの中では、大陸から人かあるいは物か、この2つで入ってきたことについてはほぼ間違いないだろうということでは言っておるんですけども、当然特定はされておられません。県の検証委員会等も含めて、20ページにありますように、国への提言の中に、今後とも、感染原因、感染ルートの解明については徹底した調査を行い、公表すべきということで、国の疫学調査チームは依然として残って調査をやっております。今回は、非発生農家等に入りまして長期間にわたって調査を進めていくということは聞いております。今後とも、感染経路、感染源については引き続き調査していくということのようでございます。

○福田委員 11年前も同じ文章なんです。国際獣疫局が出している口蹄疫研究所ですね、県議会で調査に行きましたが、農水省の皆さん方も国際獣疫局に出向されておりました……。その現場で、日本に対して、どうも原因究明が手ぬるいんじゃないかということ、これは通訳を通じてのやりとりですから、私が聞き間違っているのかもしれませんが、おっしゃっていました。また同じような文面が、文言が出てきましたから、どうも日本は国際的な問題から、外交上の問題から弱腰だな、これで本当に日本の畜産が守れるのかなという危惧をいたしております。ぜひ我が県としては、一体となって国に、我が県独自にもそうですが、原因の究明をあきらめずにやっていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○岩崎家畜防疫対策監 16ページの下段のところを書いてございますけれども、今回、発生農

場の強制調査権のところでもちょっとつまずいたといえますか、もちろん家畜防疫員には立ち入りの権限はございますけれども、強制調査権という意味では、警察権でもございませぬし、一歩踏み込んだ形の対応ができなかったのは事実でございます。今後、家畜伝染病予防法が改正されるに当たって、国に対しましては、強制調査権も含めて付与してもらわないと、人の証言に基づく原因究明という形になるものだから、そういう形で国のほうには要請をしているところでございます。

○徳重委員 16ページに、6例目あるいは7例目に初発の可能性があると書いてありますが、4月20日が初発だと、こういう認識を我々は持っておったわけですが、6例目、7例目は初発の農場ではなかったんですか。

○岩崎家畜防疫対策監 4月20日は少なくとも初発じゃないと結論づけています。4月20日の第1例の発生。議論になりましたのは、ここに書いていますように、6例目の水牛農家と7例目の大規模農家、この2点で議論がされておまして、国の検証委員会につきましては6例目を初発と。これは、立ち入りしたときの症状と抗体検査等を根拠に6例目を初発、1例目として国は公表したんですけども、県の検証委員会がかなり立ち入った調査をやっております。その中で、第7例目の大規模農場についても、これは6例目より先じゃないかというような議論で大分調査をした結果、ここに書いていますように、一応6例目あるいは7例目が初発、どちらかが初めて発生したんじゃないかということで結論づけております。

○徳重委員 そこで、6例目、7例目が初発というような考え方があるならば、検証委員会の調査結果として人か物かと言われておりますね。

ならば、人、物というのが、この2つの農場で何らかの形で現実こういう事例があったと。例えば韓国から来たとか、中国から来たとか、だれかおいでになったとか、そういう原因とかプロセスなるものが見えているんですか。

○岩崎家畜防疫対策監 結局そこで行き詰まっております、そこにも書いていますけれども、人や物の動き等を徹底的に調査するために、海外渡航歴や輸入飼料の十分なる確保、献体の採取方法等について新たなルールづくりをすることと、先ほど言いましたように、強制調査権の付与、もうちょっと踏み込んだ形で調査しないと、感染原因、感染経路については特定できないんじゃないかというようなことで、これはもちろん引き続き行っていくということなんですけれども、どちらが先かということについては、その2つが可能性がある。2農場が可能性があるって、その中では、人あるいは物の動きが可能性としては一番高いというふうな結論づけをしておるところでございます。

○徳重委員 そういう可能性があるという想定というんですか、外に出られましたか、海外に行かれましたか、あるいはどういうものを与えていますかと、いろんなことをちゃんと調べたはずですよ。それが明確でないと、原因というのは一体何だったのかと。原因追及と、これをはっきりしなきゃいけないといつも言われるけど、全然出てこないわけです。今おっしゃっていることは我々は全く理解できないんです。そのことが理解できない。物と人と言われるんだったら、その周辺にそういう動きがあったということが想定される。1例目がなけりゃ2例目はないわけですから、初発があったということは、そこに何かの行動がなされた、物が動いた、人が動いたということじゃないんですか。

○押川農政水産部次長 この6例目、7例目に県の検証委員会が行かれるとき、私、同行いたしました。その中で非常に精力的に突っ込んだ事情聴取というんでしょうか、そういったものをやられましたけれども、全然証拠書類的なものは出てこないんですね。今、6例目、7例目が疑わしいというのは、どっちかだろうというのは、6例目の3月31日の抗体検査等が材料、そういったもので検査した段階で一番早いと。7例目については、3月とかそういった段階で疾病のような雰囲気の治療といったものがあつたので、とにかく6例目、7例目、結論づけられないというような検証委員会の報告になっています。その中で、大規模農場の本社まで行って調査をやっていますけれども、そういったものが全然見受けられないというか、出てこないものですから、あくまで推論しかできなかったというのが現状です。ですから、先ほど対策監が言ったような強制的な調査権、こういったものが出てこない、できてないと、我々はこれ以上突っ込んだ調査ができない、限界だなというふうに私も考えています。かなり県の検証委員会の方々も精力的にそのところを突いていこうということで努力していただきました。残念ながらこういうお話しかできないというのが現状でございます。

○徳重委員 ぜひ原因究明というか、ある程度限定されたものになってくると思いますので、ここをしっかりとらまえて次の対策、そうでないと対策は打てないと思うんです。であろう、であろうと、そういう仮定の中ではちゃんとした対策は打てないと思いますので、ぜひひとつ前向きに検討していただきたいと思います。

もう一つ、私の聞いた話で、話といたら過ぎるかもしれませんが、例えば、えびのから都

城に来ましたね。私を知る限り、いろんな情報を聞いた話で、農場間で物が動いたと、私はこれは事実だと思っているんです。どういう車でどうして運んだ、人がどう動いたというのが明白になっているような感じがするんですが、そうじゃないですか。

○岩崎家畜防疫対策監 えびのにおける1例目、これにつきましては感染経路ははっきりしております、大規模農場から牛を積み増しして、その際に感染したということは結論づけております。ただし、都城の事例につきましては特定されておられません。

○徳重委員 私は、都城の事例も、どちらの農場かわかりませんが、物が動いたと、だれが運んだということまでお話を聞いたりしたものですから。そういう経路がはっきりしているんだったら、これは対策が打てるなという思いで今質問をしてみたところですけど、都城の場合はそれはないんですか。

○岩崎家畜防疫対策監 都城の1例は、これは特定をされておられません。

○緒嶋委員 県の場合は、畜産試験場なんかはその地域で一番先に出たというのは残念なことだったんですが、全体とすれば宮崎県でおさまったというのは、韓国は今、167万とか農業新聞に出ておりましたが、恐らくきょうあたりはそれ以上だと思うんです。そういう点では、宮崎県があれだけ努力したと。国もだが、近隣の鹿児島、大分、熊本もそれなりの対応をしたということも拡大を防止する大きな役目になったろうと思うんです。そういう意味では協調できてよかったというふうに思うんですけれども、今後において、いろいろなことを考えて、模範的な例を県内の農家に示す立場からして、感染リスクに対してどう対応するかという具体的な方

針を早急に作成するというけど、これは今取り組んでおられるわけですか。

○紺家畜産試験場長 防疫対策につきましては、特にシャワーの件が出ておりますけれども、ちょっと補足して説明いたしますと、川南支場におきましては、一般エリアと家畜エリアと分けておまして、家畜エリアに入る際にシャワーを浴びるということにしております。その際に、畜産施設に入った者が入るということで、通常の場合は入っていなかったということでございます。国の検証委員会の報告で侵入経路が少し出ておりますが、それによりますと、豚の大規模農場の侵入農場でありました12例目の堆肥施設が近くにございまして、そこから野鳥その他野外動物から侵入した可能性がある。人については可能性が少ないという報告でございました。これを受けまして、シャワーだけではございませんけれども、いろんな角度からできることはすべてやろうというふうに考えて、今回の補正、特にシャワーについてお願いをしたところでございます。

○緒嶋委員 シャワーは、入り口が幾つもあるれば何基かつけにゃいかんわけで、1基だけということですか。

○紺家畜産試験場長 今回お願いしておりますのは、まず、本場についてはシャワー施設がございませんでした。今は、近くに共済住宅の空き家がございます、そこで、飼養して家畜に触れる者、これは女性職員は除いておりますが——発生時は女性職員も入れておったんですけれども——女性職員の場合、時間がかかるということで、髪も濡れるということで、早い方は7時ぐらいから出勤されてシャワーを浴びておられたので、朝、家でシャワーを浴びてくると。これを条件にして、家畜に触れる職員はシャワー

を浴びております。これが足りないということ
で9基お願いしております。6基が男性用で、
3基が女性用でございます。

それから、川南については、鶏のところにシャ
ワー施設がございませんでした。これについて
1基お願いをしているところでございます。

○緒嶋委員 モデル的なものを県の公共施設で
はやらにやいかんだろうと思うんです。

もう一つは、県の種雄牛の分散の問題ですが、
管理上は1カ所が管理しやすいわけですね。し
かし、危機管理ということであれば分散をした
ほうがいい。分散の箇所も多いほうがいいん
ですけれども、運営とかその関係で2カ所以上
にはなかなかならんだろうと思うんです。これ
は具体的に今かなり進められておるとい
うような感じもするんですけれども、いつ
ごろまでに分散管理の体制が整うわけ
ですか。

○児玉畜産課長 種雄牛の分散管理の件で
ございますが、現在5頭いる種雄牛を、3
頭が尾八重、2頭は高原の家畜改良事業
団の産肉能力改良施設のほうに置いて
おります。今回の韓国の口蹄疫等がある
程度おさまれば、尾八重の3頭につ
きましては高鍋のほうに移動したいと。
尾八重のほうは、整備をいたしまして、
緊急避難施設として置いておきたい
というふうに考えております。

○緒嶋委員 それは分散管理体制とい
われるわけですか。明確に2カ所で精
液もとるといような体制をとるべき
じゃないかと思うんですが、そこま
でいかんわけですか。

○児玉畜産課長 少なくとも1カ所に
集めることはいたしません。近い将来
は、5頭を高鍋と高原という2カ所
に分けて、尾八重のほうは何かあ
ったときの緊急避難ということで考
えております。

○緒嶋委員 試験場そのものの体制を
明確にして防疫体制も完備すればいい
と思うんですけども、高原も感染対策
の施設を十分やるということ
でいいわけですか。

○児玉畜産課長 高原のほうも現在
そういう対応はしているというふう
に聞いております。事業団のほうも、
高原は周りに家畜も多いものでは
すから、それをまたどこか別に移動
させたいというような考え方はある
ようでございます。

○緒嶋委員 いずれにしても、口蹄
疫が入ってくることを防ぐというの
が一番であります。内部的にそうい
うのを、できるだけ、農家の皆
さんまでも、安心して種雄牛が管
理されているという認識を持つよ
うな体制に持っていくことが重要
だというふうに思います。今後とも
、いつ口蹄疫がまた来るかわから
ないという認識のもとに、十分な
対策を立てていただきたいとい
うことを要望しておきます。

○榎藤委員 16ページ目からの報
告書にもいろいろ書いてあるん
ですが、今回反省すべきは、4月
20日までに潜伏期間が相当あ
って、充満していたんじゃないか
という指摘が大事だと思うん
です。その後には、飼い主として、
自分のところはちょっとおかし
くてもかばうようなこともあ
ったのではないかと思うんです。
③で書いてあるように、早期通
報とかそういうことをしてく
れた人は社会的に評価すべき
じゃないかとか、どういうもの
になるのかわかりませんが、
取り扱いの規約とかそういう
ものをつくりながら……。あと、
私が評価しているのは、4カ所
飛び火したところについては、
即応体制ができておいたため
にこれからは二次的に広がら
なかった。そういうことを参
考としながら、不謹慎では
すけれども、可能性として何
%かは発生するんじゃないか
というの、どんなに予防的に

やっても否定できない。原因もわからないということですから、市町村と県と一体となって、また国も必要でしょうけど、今後の再発防止に向けて、今回検証されたことを現実に即応できる幾つかの事例をぜひつくって、こういう場合にはこうだというのが言われなくても飼い主その他関係者がわかると、そういうわかりやすい一つの指針を今後組み立てていただくことを要望しておきたいというふうに思います。以上です。

○緒嶋委員 家畜伝染病予防法の改正の見直し、これは国のほうで対応されておられると思うんですが、今どういう状況にあるわけですか。

○上杉農政企画課長 家畜伝染病予防法の改正は、今作業をしております。法律ですから、いずれ閣議決定して国会に送られるわけですけど、その前の改正作業を、例えば財務省とかいろいろ関係省庁ございますので、そういったところと協議しながら——具体的な全容というのは我々もまだわからない状況でございますけれども、20ページが一番下から、家伝法の見直しに当たっての県の提案というのが書いてありますが、昨年12月末に一度、部長名で先方のほうにはこれに近い形のものを送っておりますので、県として、検証委員会に盛り込まれているようなことは既に要望をしているところでございます。

○緒嶋委員 積極的に早く改正しておかないと、またこういうことが起こる可能性もあるわけですので、強く国のほうにも要望していただきたいというふうに思います。

○星原委員 口蹄疫は11年前も3月だったんですね。今回も3月ですよ。今、韓国であれだけ出ていますね。そういうことを考えると、3月というのを間近に控えているわけですから、

消毒の日も20日にしているわけでありまして、その辺の徹底のことで、今いろんな農家の方々と話して、空港の話とか港の水際の対策を何とかしてほしいという声も聞くんですが、逆に私は農家の人たちに、あなたたちが畜舎に入るとき、自分が入るときの消毒槽とかその辺をちゃんと置いてやっているのか。あるいは畜舎から出たり入ったりするときに消毒しているのか。あるいは買い物に行ったりいろいろして帰ってきたとき、あるいは違う人が接触したり入ってきたときにそういうことをせん限りは防げんだろうと。この前行って見ましたけど、空港でもマットだけですから。靴底しかウイルスがないのであればそれでいいんでしょうけど、どこについてくるかわからん。空気とか鳥とかいろんなこともある。だから、自分のところの農場から出さないためにどうするか。今出ましたように、どこからか入ってくる可能性は非常に高いと思うんですよ、今のこの流れの中では。農家の人たちが徹底して自己防衛できる体制が確実にとられているかどうかを常にチェックしながら、出したらいかんという意識、2回も宮崎県は出しているわけですから、三度目はあっちゃいかんということで、ほかの人には関係ないわけですから、自分たちで自分の部分を守らせるあるいは守ろうという意識をどう植えつけていくかが勝負じゃないかというふうに思うんです。ですから、その辺の徹底を、特に3月はそういうことで2回宮崎で出ていた形になるわけですから、これから2月、3月に向けてそういう面の消毒・防疫についての徹底をぜひ図ってほしい。でないと、年末に授精師さんと会ったときには、今、生産農家の人たちは消毒槽も直してしまっているところがありますよという話を聞いたりしたものですから、その辺の徹底をこれ

からぜひ考えてやってほしいというふうに、これはお願いですから、要望にしておきます。

○十屋委員長 ほかよろしいでしょうか。それでは、その他の報告について終わりたいと思います。そのほかありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 59 分休憩

午後 3 時 1 分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案第 1 号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望はありませんか。

暫時休憩をいたします。

午後 3 時 1 分休憩

午後 3 時 5 分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

今ありましたように、補正予算の早期の執行ということと、先ほどありました水際対策の件、環境森林部の議案について、骨子として入れさせていただきたいというふうに思います。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのようにします。ここで暫時休憩をいたします。

午後 3 時 6 分休憩

午後 3 時 7 分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

次に、閉会中の常任委員会についてであります。1月27日に農政水産部の長期計画について実施することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定をいたします。そのほか何かあれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、以上をもって委員会を終了いたします。委員の皆様お疲れさまでした。

午後 3 時 7 分閉会